

令和6年度 保育園入園のご案内 渋谷区



SHIBUYA ♥ HACHI

© SHIBUYA ♥ HACHI PROJECT

【お問い合わせ・送り先】

渋谷区子ども家庭部保育課 入園相談係

電話：03(3463)2492(受付時間 8:30~17:00)

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号(渋谷区役所本庁舎4階)

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/#hoiku>

保育に関するサイトはこちらの
QRコードからもアクセスできます



【目次】

★保育園とは？

- P.1 保育園とは？
- P.2 渋谷区における保育施設について
- P.4 子ども・子育て支援制度／保育の必要性の認定
- P.5 教育・保育給付認定申請及び利用申込みから決定までの流れ
- P.6 申込み方法
- P.6 オンライン申請
- P.6 郵送申込み
- P.7 令和6年度利用調整（入園選考）日程

★申込みについて

- P.8 申込みに必要な書類
- P.10 申込みするにあたっての確認事項
 - ・希望する保育園について
 - ・内定を辞退した場合
 - ・出生前の利用申込みについて
 - ・障がいのあるお子さん、疾病等のあるお子さんの利用申込み
- P.11 育児休業取得期間・育児のための休学期間の申込みについて
- P.11 転園を希望している人へ
- P.12 区外在住の人が渋谷区の保育園を申込みするとき
- P.13 区外の保育園の申込み（窓口申込みのみ）
- P.13 申込み後の状況変更
- P.13 入園できなかった(待機になった)人へ
- P.14 利用調整基準表

★保育園に通うことになった人へ

- P.16 保育園に通園できる期間（保育実施期間）
- P.17 保育時間
- P.18 延長保育
- P.19 食物アレルギー等への対応について
- P.19 園での薬の取扱い及び医療行為について
- P.19 継続通園の手続き

- P.20 入園後、状況変更があった場合の提出書類
- P.21 入園後、下の子を出産し育児休業を取得する場合の特例
- P.22 入園後の情報配信について

★保育料について

- P.23 保育料について
- P.24 月額保育料
- P.25 延長保育料

★保育施設案内

- P.26 区立保育室
- P.28 居宅訪問型保育事業
(待機児向け・障がい児向け)
- P.30 区立幼保一元化施設
- P.31 小規模保育事業
- P.32 その他の保育施設について
 - ・認証保育所
 - ・企業主導型保育事業
 - ・その他の認可外保育施設
- P.32 待機児童対策

★保育利用料の軽減

- P.33 保育利用料の軽減
- P.34 保育利用料の軽減にかかわる保育の必要性の認定

★保育サービスについて

- P.35 保育園在園中のサービス
- P.36 その他の保育サービス

★その他

- P.40 よくある質問
- P.44 渋谷区内の認可保育園一覧
- P.45 渋谷区内の認証保育所一覧
- 裏表紙 保育園マップ

保育園とは？

保護者が働いていること、病気などのため、家庭で保育することができないお子さんを保育する児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく施設です。「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用してみたい」という理由だけでは、利用の対象になりませんのでご注意ください。

保育が必要な事由とは

- 【 就 労 】 1か月48時間以上就労していること。
- 【妊娠・出産】 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 【疾病・障がい】 疾病若しくは負傷、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
- 【介護・看護等】 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。ただし、三親等以内の親族に限る。
- 【 災 害 復 旧 】 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 【 求 職 活 動 】 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
- 【 就 学 】 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、又は職業訓練を受けていること。
- 【虐待・DV】 児童虐待を行っている、若しくは再び行われるおそれがあると認められること又は配偶者からの暴力によりお子さんの保育が困難であると認められること。
- 【育休中の利用】 育児休業に係る児童以外のお子さんが保育園等をすでに利用しており、育児休業の間に保育園等を引き続き利用することが必要と認められること。

クラス年齢表

クラス	生年月日
5歳児	H30・4・2 (2018) ～ H31・4・1 (2019)
4歳児	H31・4・2 (2019) ～ R2・4・1 (2020)
3歳児	R2・4・2 (2020) ～ R3・4・1 (2021)
2歳児	R3・4・2 (2021) ～ R4・4・1 (2022)
1歳児	R4・4・2 (2022) ～ R5・4・1 (2023)
0歳児	R5・4・2 (2023) 以降に生まれたお子さん

保育施設のクラスは、4月1日時点の年齢で決まります。

年度の途中で誕生日を迎え、年齢が上がっても、クラス年齢は変わりません。

渋谷区における保育施設について

渋谷区における保育施設は、次表のような種類があります。施設の種類により、申込み先等が異なりますのでご注意ください。

施設の種類	含まれる保育施設等	概要	申込み先
認可保育園	区立保育園	渋谷区が設置・運営している保育園です。	保育課 入園相談係
	私立保育園	社会福祉法人・株式会社等が設置・運営している保育園です。	
	認定こども園 (保育所型)	国の指針を元に、都道府県知事が定めた認定基準を満たして認定を受けた認可保育園です。保育が必要なお子さんに加え、3～5歳になると短・中時間のお子さんもお預かりします。 ※短・中時間については、各園に直接お問い合わせください。	
地域型保育事業	小規模保育	渋谷区が認可する0～2歳児クラスのお子さんを小規模施設で保育する事業です。保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う「連携施設」を設けています。(P.31 参照)	保育課 入園相談係
	居宅訪問型保育	保育を必要とする乳幼児の居宅で、1対1を基本とした家庭的保育を行う事業です。認可保育園に申込みして待機となった0～2歳児クラスに該当するお子さんまたは障がい等により集団保育が困難であり、事業者との面接で預かりが可能と判断された1歳から小学校就学前までのお子さんを対象とした事業です。(P.28 参照)	
幼保一元化施設	山谷かきのみ園 千駄谷なかよし園	区立幼保一元化施設の詳細については、P.30を参照してください。	
認可外 保育施設	区立保育室	渋谷区が設置し、民間事業者に運営委託している施設です。認証保育所に準じた基準を満たしています。認可保育園に申込みし、待機となったお子さんを対象とした施設です。(P.26-27 参照)	

施設の種類	含まれる保育施設等	概要	申込み先
認可外 保育施設	認証保育所 【保育利用料軽減】対象	東京都が定めた基準を満たして、東京都が認証した施設です。5歳児までお預かりする施設と、2歳児までお預かりする施設があります。(P.32 参照)	各施設 ※保育利用料の軽減については、P.33 び区ホームページを参照してください。
	企業主導型保育 【保育利用料軽減】一部対象	企業が設置し、任意で他の企業や地域のお子さんを受け入れることもできる保育施設です。(P.32 参照)	
	その他の認可外保育施設 【保育利用料軽減】一部対象	上記以外の民間事業者が運営している保育施設です。(P.32 参照)	

施設の種類について

◆ 認可保育施設

国が定めた基準（広さ、保育士数等）を満たして、都道府県知事に認可された施設です。

◆ 地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するため、少人数（19人以下）の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する、区に認可された事業です。

上記のほかに家庭的保育事業・事業所内保育事業があります。（渋谷区民のお子さんが事業所内保育事業を利用するためには渋谷区で「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。）

◆ 幼保一元化施設

区が条例に基づき設置している、認可保育園・幼稚園・認可外保育施設から構成される施設です。

◆ 認可外保育施設

国又は市区町村の認可を受けている保育施設以外の施設です。

地域こども・子育て支援事業

P.2の施設以外にも、全ての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた子育て支援を行う地域こども・子育て支援事業を実施しています。（一時預かり事業・延長保育事業等）



子ども・子育て支援制度／保育の必要性の認定

「子ども・子育て支援制度」の対象となる P.2 の施設を利用するにあたっては、「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」は保育園等の入園申込みと同時に保育課入園相談係で申請することができます。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設・事業	認定の有効期間
1号認定	満3歳以上で、 教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（短・中時間）	小学校就学前まで
2号認定	満3歳以上で、 「 保育が必要な事由 」に 該当し、保育所等での 保育を希望する場合	保育園 認定こども園（長時間）	最長で小学校就学前まで ※「 保育が必要な事由 」に より異なります。
3号認定	満3歳未満で、 「 保育が必要な事由 」に 該当し、保育所等での 保育を希望する場合	保育園 認定こども園（長時間） 地域型保育	最長で満3歳の前日まで ※「 保育が必要な事由 」に より異なります。

保育の必要量

「2号認定」または「3号認定」を受ける人は、就労の時間その他の事由に応じて、「保育の必要量」の認定を行います。「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育園の利用できる時間（保育時間）が異なります。保育時間の詳細は P.17 をご覧ください。

保育必要量の区分	実際の就労時間	保育時間
保育標準時間	概ね1か月120時間以上の就労を常態	1日あたり11時間まで
保育短時間	1か月48時間～概ね120時間未満の就労を常態	1日あたり8時間まで

※「保育の必要量の区分」は保護者それぞれについて判断し、必要量の少ない保護者の区分となります。

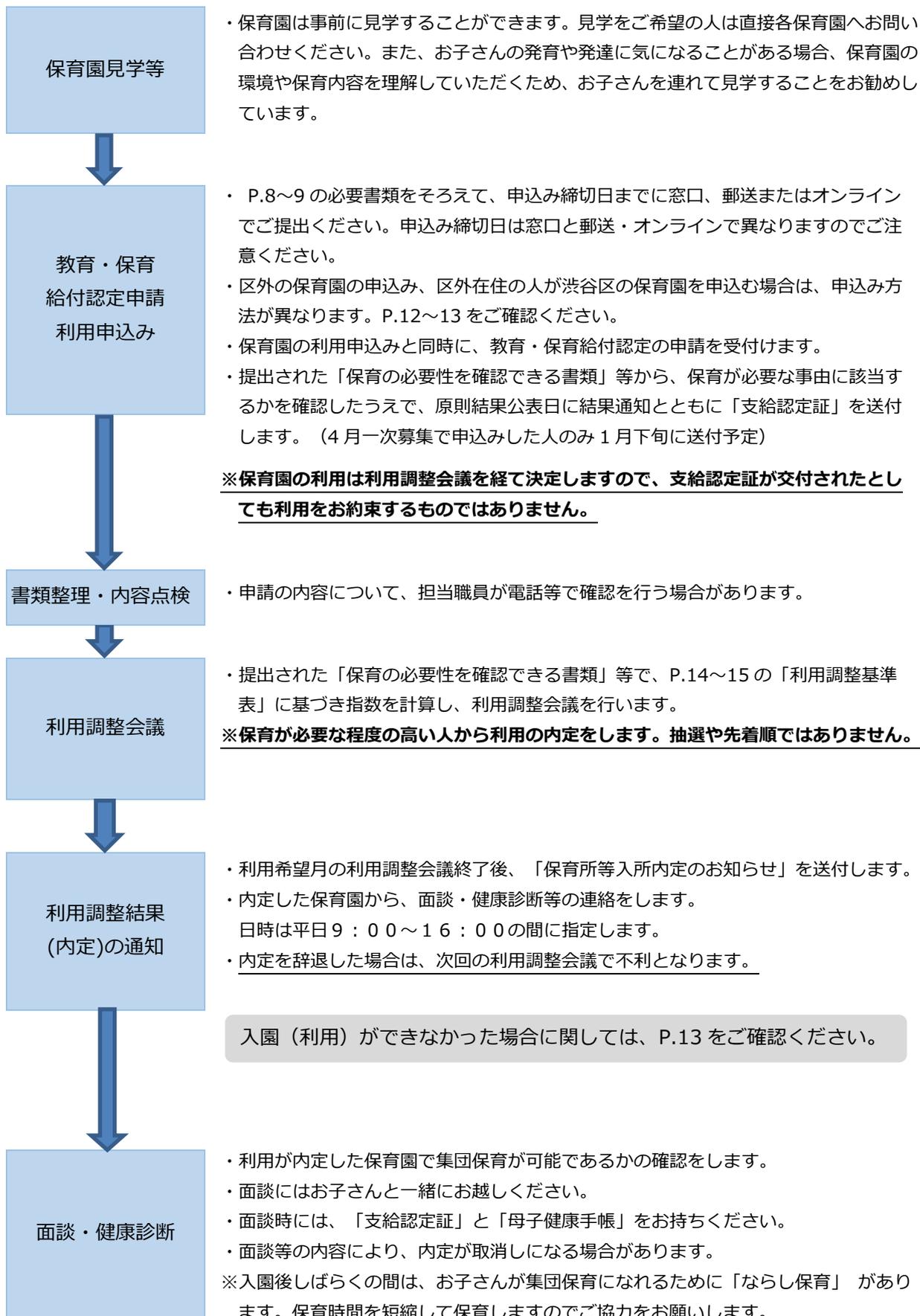
支給認定証の交付

保護者が「保育が必要な事由」に該当する場合、認定区分や保育の必要量を記した「支給認定証」を交付します。支給認定証を紛失し再交付を希望する場合は、別途手続きが必要になります。

教育・保育給付認定に係るその他の手続き

認定区分や保育の必要量などの認定内容を変更する場合や、住所・氏名が変更になった場合、別途手続きが必要になります。

教育・保育給付認定申請及び利用申込みから決定までの流れ



申込み方法

- ・認可保育園、地域型保育事業、区立幼保一元化施設及び区立保育室の利用をご希望の場合は、P.8～9の必要な書類をそろえて、保育課入園相談係の窓口、郵送またはオンラインで申込みしてください。申込み方法の違いが利用調整の結果に影響することはありません。
- ・区立保育室及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業、小規模保育事業）については、申込み条件等が認可保育園と異なりますので P.26～31 を確認してください。
- ・入園の申込みの締切日は、P.7 を参照してください。オンライン申請・郵送申込みの締切日は窓口申込みの締切日とは異なりますのでご注意ください。

オンライン申請

- ・オンライン申請の詳細は区ホームページを確認してください。（ホームページはこちら→）
- ・利用に際してアカウント登録をする必要があります。
- ・提出する必要がある書類は写真データまたは PDF 化しておくなど、準備してから入力を開始してください。
- ・申込み時に不足していた書類や、不備のあった書類もオンラインで追加提出できます。
- ・締切日の 24 時以降の申請は次月の申込み扱いとなります。余裕を持って申請してください。
- ・受付開始日は以下のとおりです。開始日前のオンライン申請はできません。



区 分	オンライン受付開始日	(参考) 窓口受付開始日
4 月一次	10 月 2 日 (月)	10 月 20 日 (金)
4 月二次 以降	12 月 1 日 (金)	12 月 1 日 (金)

郵送申込み

- ・郵送の申込み締切日（消印有効）を過ぎて到着した場合は、次月の申込み扱いとなります。余裕を持って投函してください。
- ・郵便事故などによる書類の未着に関して区は責任を負いかねます。郵送で申込みする場合は、提出書類の写しを取り、ご自身で到着確認ができる方法（書留やレターパック等）で送ってください。
- ・「保育園入園申込（郵送）チェックシート」を区ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申込者の本人確認書類のコピーと必要書類を共に送ってください。

【送り先】〒150-8010（住所不要） 渋谷区役所 保育課入園相談係

※4 月一次申込みの際、令和 5 年度（12 月）の申込みを同時に行う場合は、締切日が異なりますのでご注意ください。

令和6年度利用調整（入園選考）日程

※転園申込みも同じ日程です。

入園希望日		オンライン申請・ 郵送申込み締切日 (消印有効)	窓口申込み締切日	利用調整結果 公表日
4月1日	一次	令和5年11月22日(水)	令和5年11月30日(木)	2月1日(木)
	二次	令和6年2月8日(木)	令和6年2月13日(火)	3月4日(月)
5月1日		3月28日(木)	4月5日(金)	4月16日(火)
6月1日		4月26日(金)	5月8日(水)	5月17日(金)
7月1日		5月29日(水)	6月5日(水)	6月14日(金)
8月1日		6月27日(木)	7月5日(金)	7月17日(水)
9月1日		7月30日(火)	8月6日(火)	8月16日(金)
10月1日		8月29日(木)	9月5日(木)	9月17日(火)
11月1日		9月27日(金)	10月7日(月)	10月17日(木)
12月1日		10月28日(月)	11月5日(火)	11月14日(木)
1月1日		11月22日(金)	11月29日(金)	12月10日(火)
2月1日	入園はありません。			
3月1日				

- ・申込み締切日までに提出のあった書類に基づいて利用調整会議を行います。
4月入園を除いて、申込み開始日は設けていません。早く申し込んだからといって有利にはなりません。申請内容の不備や不足書類があると指数が低くなる場合があるので、余裕を持って申込みください。
- ・結果公表日に通知を発送します。利用調整の結果「待機」になっても、申込みは年度内（令和7年1月入園分まで）有効です。詳しくはP.13「入園できなかったとき（待機になった人へ）」を確認してください。
- ・居宅訪問型保育事業については、内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、実際の利用開始日が当初の入園希望日より1か月先になる場合があります。
- ・令和7年4月1日入園は、令和6年10月上旬～令和6年11月下旬の間で募集する予定です。詳細は区ニュース・区ホームページ・区公式LINEでお知らせいたします。

申込みに必要な書類

※申込み方法によって、一部必要書類が異なります。
 ※オンライン申請する人は★印の書類は必要ありません。

● 本人確認書類・マイナンバー確認書類

- ① **窓口申込み**：保護者（来庁者）の本人確認書類 写真付き1点（運転免許証やマイナンバーカード等）、または写真無し2点（健康保険証等）及び
 保護者・申込児童の個人番号（マイナンバー）確認資料をお持ちください。
- ② **郵送申込み**：保護者の本人確認書類のコピーを送付してください。
- ③ **オンライン申請**：保護者の本人確認書類の画像をアップロードします。お手元にご用意ください。
- ※郵送申込み、オンライン申請する人は、住民登録情報からマイナンバーを確認します。「保育園入園申込（郵送）チェックシート」、「オンライン入力フォーム」で住民登録情報の確認に同意をお願いします。

● 入園申込書一式（★） ※1世帯につき1部を提出

- ① **教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書**
 または**転園申込書**
- ② **家庭状況票**
- ③ **児童状況確認票** ※申込み児童数分ご用意ください。
- ④ **エントリーシート** ※オンライン申請する人はエントリーシートの内容を必ず確認してください。



本案内に同封されていない書類は、
 保育課の窓口または渋谷区のホームページから
 ダウンロードできます。

● 保育の必要性を確認できる書類

・下表を参考に、保護者（父・母）ともに該当する書類をそれぞれご用意ください。（ひとり親の場合は1人分）
【注意】 就労証明書、診断書、在学証明書等は、令和5年9月15日以降の証明日のものが有効になります。

全
 員
 提
 出

父	母	保育を必要とする事由	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	雇用されている場合 （親族経営の場合は自営業の場合に該当）	就労証明書 （区の様式）	勤務先に就労証明書の記載を依頼してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自営業の場合 （自営業者・会社経営者・会社役員・内職などの場合または就労先の代表者が配偶者・親族である会社の場合）	以下の2点 ・ 就労証明書 （区の様式） ・ 直近の源泉徴収票の写し または 確定申告書（第一表、第二表）の写し	ご自身で就労証明書を記載してください。 直近の源泉徴収票が確定申告書の写しがない場合は「 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・ 開業届 ・ 営業許可証等 と「 直近2～3か月分の収入がわかる書類 」の2点をご用意ください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	求職活動中の場合	就労内定 就労証明書 （区の様式）	・就労を開始した後に就労実績を確認するため、「就労証明書」の再提出が必要になります。 ・入園後に内定先に就労しなかった場合は、退園となります。
			求職活動中 求職活動に関する申立書（★）	区の様式でご用意ください。
<input type="checkbox"/>		出産前後の場合	母子健康手帳（表紙と分娩予定日のページ）の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	疾病や心身に障がいがある場合	以下のいずれか1点 ・ 障害者手帳の写し ・ 診断書の写し	診断書には家庭内で保育ができない状況が記載されているものが有効となります。医師に依頼して、写しをご用意ください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同居の親族（申込み児童の保護者からみて三親等以内）の介護・看護をしている場合	以下の2点 ・ 介護・看護状況申告書 ・ 介護保険被保険者証等の写し	区の様式でご用意ください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学の場合	以下の2点 ・ 在学証明書の写し ・ 授業のカリキュラム等の写し	

●状況により必要な書類 ※該当者のみ			
父	母	状況	必要書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・産前産後休業・育児休業取得中・入園月までに取得予定がある場合 ・その他本人の意思による休業・休学・休暇等を取得している場合	復職・復学に関する申立書(★)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労実績が入園希望月で6か月未満かつ2か月以内に前職がある場合	前職の就労期間がわかる書類 (離職票、健康保険資格喪失証明書、源泉徴収票の写しなど)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	勤務時間が一定でない就労の場合 (交代制やフレックス制・不規則な勤務形態等)	シフト表や勤務表の写し(直近2～3か月分) ない場合は就労状況申告書(区の様式)に勤務状況を記入のうえご提出ください。
<input type="checkbox"/>		申込児童を認可外保育施設やベビーシッター等に、 有償で預けている場合	・受託証明書(区の様式) ※兄弟同時に申込みする場合は、それぞれご用意ください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育士・幼稚園教諭の場合 (勤務先が認可保育園・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業・企業主導型保育事業所・自治体が設置した認可外保育施設の場合)	・保育士等優先入園申立書(区の様式)(★) ・優先適用を希望する場合は保育士証または幼稚園教諭免状の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外国籍の場合	在留資格を証明する書類(在留カードの写し等) ※就労・就学ができる在留資格であること
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	祖父母が65歳未満で、かつ同居(同一敷地内に居住)している場合 ※同じ建物内で部屋番号が別でも同居の扱いになります。	保育にあたれない状況を証明する書類 (保護者と同様の保育の必要性を確認できる書類)
<input type="checkbox"/>		渋谷区に転入予定がある場合 ※お住まいの自治体での申込みになります。 (詳細はP.12をご確認ください)	以下の2点 ・転入手続きに関する同意書(区の様式) ・賃貸契約書・売買契約書の写し (転入予定地・引き渡し日・契約者双方の押印があるもの) ※渋谷区在住の親族宅等に同居する場合は、以下の2点 ・転入手続きに関する同意書(区の様式) ・居住先の不動産の所有・賃貸状況を確認できる書類の写し(賃貸契約書・売買契約書・固定資産税納税通知書等)
<input type="checkbox"/>		ひとり親世帯の場合 ※(元)配偶者と同一住所に住民票がある場合はひとり親世帯になりません。	以下のうちいずれか1点 ・ひとり親医療証の写し ・児童扶養手当証書等の写し ・児童育成手当受給証明書の写し ・戸籍全部事項証明書の写し
		離婚した人 未婚の人	離婚裁判中または調停中であることを証明する書類 ※上記書類を提出できない場合、配偶者の就労証明書・税資料等が必要です。
		離婚裁判中の人 離婚調停中の人	
<input type="checkbox"/>		2人以上のお子さんを同時に申し込む場合 ※利用申込書裏面で②その他に該当する場合や、①～⑨の選択肢に不安がある場合はご提出ください。	兄弟姉妹希望組み合わせ表
<input type="checkbox"/>		出生前の利用申込みをする場合 ※4月一次募集及び二次募集のみ	出生前の保育所利用申込みに係る同意書(★) 母子健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)の写し ※「復職・復学に関する申立書」も必要です。
<input type="checkbox"/>		郵送申込みする場合	保育園入園申込(郵送)チェックシート(★) ※マイナンバーの住民登録情報確認について同意をお願いします。
●その他 ※提出が無くても申込みは可能。保育料決定のために入園までに必要になります。			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	海外収入がある場合【対象：日本で住民税の課税がない人のみ】 ※・保護者全員分の提出が必要です。 ・令和5年の収入を証明する書類は7月末までに提出してください。 ・渋谷区で住民税が課税されていない人についても税資料の提出を求められます。	◆4月～8月利用申込みの人 以下の2点(令和4年及び令和5年の収入分) ・年間収入申告書(区の様式) ・海外収入を証明する書類等 ◆9月～1月利用申込みの人 以下の2点(令和5年の収入分) ・年間収入申告書(区の様式) ・海外収入を証明する書類等
<input type="checkbox"/>		里親世帯である場合	里親であることを証明する書類

申込みするにあたっての確認事項

希望する保育園について

- ・申込み時に空きがなくとも利用調整会議の日までに空きが発生していることもありますので、空き状況に左右されず「毎日通える範囲で、入りたい順番に」記入してください。（認可保育園、区立幼保一元化施設及び小規模保育事業はあわせて最大7園まで、区立保育室及び居宅訪問型保育事業はあわせて最大3園まで）
- ・利用調整はP.14～15の「利用調整基準表」に基づいた指数により行いますので、「第1希望だから有利、第〇希望だから不利」また「第1希望のみだから有利」ということはありません。
- ・別紙A3サイズ資料「令和6年4月入園の募集人数（予定）」（第1面）「保育園・幼保一元化施設一覧」（第2～4面）を確認ください。第3面の【その他特記事項】欄は工事予定などが記載されていますので、必ず確認してください。

内定を辞退した場合

内定した保育園を辞退した場合には、**次回の利用調整会議で不利**となります。また内定を辞退した場合は「利用調整結果通知書（待機）」は送付されません。希望園は最大7園まで記入できますが、内定辞退はほかの方の入園機会を奪うことにつながります。希望園は慎重に決めてください。

例：5月1日入園の選考で認可保育園に内定したが辞退した場合、6月1日入園の利用調整では指数にかかわらず最下位となりますが、7月1日入園の利用調整では元の取扱いに戻ります。

出生前の利用申込みについて

4月の一次募集及び二次募集のみ出生前のお子さん（令和6年4月1日までに出産予定のお子さん）についても、申込みを受付けます。ただし、保育園でのお預かりは誕生日を1日目として生後56日経った翌月1日となるため、誕生日により5月1日または6月1日入園となることがあります。また、入園が内定していても、誕生日が4月2日以降となった場合は内定取消しとなります。

障がいのあるお子さん、疾病等のあるお子さんの利用申込み

障がいや疾病、発達の違いなど気になることがあるお子さんについては、利用申込みした保育園の状況（すでに障がいのあるお子さんが在園している場合や、保育園の受入れ体制が整わない場合等）により、入園する時期や保育園を調整させていただくことがあります。

また、内定後、保育園での面接・健康診断の時点で判明した場合は、内定した保育園の状況によっては受け入れられない可能性もありますので、必ず事前にご相談ください。

※保育園でお預かりできるのは、医師の判断に基づき、集団での保育が可能で日々通園ができるお子さんになります。医療的ケアの必要なお子さんのお預けを検討されている人は、別途ご相談ください。

育児休業取得期間・育児のための休学期間の申込みについて

保護者が育児休業取得中、育児のための休学中またはその他本人の意思による休業・休学・休暇等
を取得している場合は、お子さんを保育園でお預かりすることはできませんが、**入園月末日**（1月
入園のみ3月まで）**までに復職・復学することを条件に申込みできます。**

- ・育児休業を取得している期間の申込みの際は、就労証明書のほかに、当区指定の「復職・復学に関する申立書」を提出し、**入園後に「復職証明書」（勤務先の証明）を提出することが必要です。**
- ・復職とは、申込み時点の勤務先へ戻り就労することを意味します。**転職は復職に含みません。**勤務先や派遣元は変わらず、勤務地や派遣先のみ変更となる場合は復職とみなします。
- ・育児のための休学をしている期間の申込みの際は在学証明書の写しと授業のカリキュラム等の写しの他に区指定の「復職・復学に関する申立書」を提出し、入園後に復学したことがわかる書類（就学先が発行した復学証明書等）を提出することが必要です。

- ・「復職証明書」や復学したことがわかる書類を復職した月の翌月10日まで（4月入園の場合、令和6年5月20日（月）まで）に提出されなかった場合
- ・入園した月に就労・就学実績がない場合（有給休暇は就労実績になりません。）
- ・復職後の就労日数、時間が申込み時と比較して大幅に下回っている場合

※大幅に下回っている場合とは、正規の勤務日数が減る（週5日勤務で申込みをした人が週4日で復職した）場合や、正規の就労時間が減る（1日8時間勤務で申込みをした人が1日7時間勤務で復職した）場合などです。ただし、勤務先の育児時間の制度を取得する場合は、週4日・1日8時間以上または週5日・1日6時間以上のいずれかの就労であれば退園（内定取消し）にはなりません。

転園を希望している人へ

- ・転園を希望する場合は、P.8～9の必要な書類をそろえて、保育課入園相談係の窓口、郵送またはオンラインで申込みしてください。
- ・申込みは令和7年1月入園分まで有効です。希望の園に欠員が生じた場合に、利用調整の対象となります。有効期間内であれば、毎月申込みの手続きをする必要はありません。
- ・令和7年4月入園分は、別途、申込みが必要です。
- ・同条件で新規入園希望の人と転園希望の人の申込みがあった場合は、原則として新規入園希望の人が優先されます（認可園の在籍児については育児休業中の加算、受託の加算は付きません）。
- ・転園月中に復職する場合を除き、育児休業中の転園の申込みはできません。転居により転園が必要な場合は保育課入園相談係までご相談ください。
- ・転園の内定が出た場合は、元の保育園には別のお子さんが内定していますので、**転園を辞退することはできません。**年度途中で転園の必要がなくなった場合は、必ず申込み取下げの届出をしてください。転園内定お知らせ後、お子さんが転園を嫌がることがあります。物心がついたお子さんについては、意思をよくご確認ください。
- ・転園申込みしていた人が在園している保育園等を退園した場合は、転園申込みは取下げとなります。
- ・他の自治体の認可園からの転園も上記の取扱いとなります。
- ・転園の場合も入園後しばらくの間は、保育時間を短縮して「ならし保育」を行います。

区外在住の人が渋谷区の保育園を申込みるとき

- ・利用調整の際には、渋谷区民が優先されます。
- ・渋谷区に転入予定のない人については下記の「渋谷区に転入予定のない人の申込み制限」があります。

申込み窓口	申込み日現在、お住まいの市区町村の保育担当窓口
申込み締切日	渋谷区の各入所希望月の窓口申込み締切日（P.7「令和6年度利用調整（入園選考）日程」）までに渋谷区に申込み書類が届くように、締切日の 2週間～10日前 までに申込み日現在、お住まいの市区町村の保育担当窓口で申込みをしてください。
必要書類	<p>◆渋谷区に転入予定がある人</p> <p>下記①～③の書類を、渋谷区の様式でそろえてください。</p> <p>①申込書等一式（P.8～9「申込みに必要な書類」参照）</p> <p>②「転入手続きに関する同意書」</p> <p>③入所希望日の前月末日までに渋谷区に転入することが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸契約書・売買契約書の写し （転入予定地・引渡し日・契約者双方の押印があるもの） ・渋谷区在住の親族宅等に同居する場合は、「居住先の不動産の所有・賃貸状況を確認できる書類の写し」（賃貸契約書・売買契約書・固定資産税納税通知書等） <p>◆渋谷区に転入予定のない人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書等一式（P.8～9「申込みに必要な書類」参照）を渋谷区の様式でそろえてください。
結果	申込みをした、お住まいの市区町村を経由してお知らせします。
申込み後の手続き （転入予定で申込みをした人）	転入後、利用調整の結果にかかわらず、 入園希望月の前月末日 （末日が休日の場合は前営業日）（例：令和6年4月1日入園希望⇒令和6年3月29日（金））までに、 渋谷区での住民登録と、渋谷区保育課の窓口であらためて渋谷区の利用申込みが必要です 。申込みがない場合は、内定が取消しになります。

※渋谷区に転入予定のある人は、待機となったお子さんを対象とした区立保育室及び居宅訪問型保育事業についても同時に申込みすることができます。

渋谷区に転入予定のない人の申込み制限

◎申込み可能 ×申込み不可

	申込み時期	クラス	区立園	私立園(※1)	※認定こども園、区立保育室 居宅訪問型保育事業、 区立幼保一元化施設は <u>申込みできません。</u>
在勤あり (※2)	4月一次	0～5歳	×	×	
	4月二次以降の 例月	0～2歳	4～9月は×	◎	
		3～5歳	◎		
在勤なし	4月一次	0～5歳	×	×	
	4月二次以降の 例月			◎	

※1 小規模保育を含む。連携園については、P.31 参照。

※2 勤務先・就学先が渋谷区内にある人（就労・就学予定者は除く）。

※渋谷区民や転入予定がある人の利用調整を行った後、定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります。

区外の保育園の申込み（窓口申込みのみ）

- ・渋谷区民が渋谷区外の保育園の申込みをする場合は、原則渋谷区の保育課入園相談係が窓口です。
- ・事前に希望する保育園を管轄する市区町村の担当部署に「申込み要件、申込み締切日、必要書類、空き状況等」を確認し、申込み締切日の10日前までに渋谷区保育課の窓口で申込みください。郵送やオンラインでの申込みには対応していません。結果は渋谷区からお知らせします。



申込み後の状況変更

- ・申込み後に住所、就労状況、家庭状況の変更、新たにお子さんの出産予定や産休・育休期間が決まった場合及び希望保育園の追加・削除等があった場合は、すみやかに保育課入園相談係に届出をしてください。
- ・申込み締切日までに届出のあった変更後の内容で利用調整を行います。各締切日については、P.7「令和6年度利用調整（入園選考）日程」をご確認ください。なお、4月一次募集のみ追加書類の提出締切日は、令和5年12月7日（木）（必着）となります。
- ・申込み締切日以降に就労先や就労内定先の変更等があった場合は、内定取消しになる場合があります。
- ・保育園の利用の必要がなくなった場合は、すみやかに保育課入園相談係に申込み取下げの届出をしてください。

入園できなかった（待機になった）人へ

- ・申込みは令和7年1月入園分まで有効です。希望の園に欠員が生じた場合に利用調整の対象となります。有効期間内であれば、毎月申込みの手続きをする必要はありません。ただし、出産・求職等の要件で申込みされた場合は、認定期間内に限ります。
- ・利用調整の結果、入園できなかったときは、利用を希望した**最初の月のみ「利用調整結果通知書（待機）」を送付します**。それ以降は利用が内定しない限り連絡しません。**内定を辞退した場合は、「利用調整結果通知書（待機）」は送付されません**。
- ・育児休業給付金の延長などの手続きにあたって、利用を希望した最初の月以降に認可保育所に入所していないことの証明書が必要な場合は「**認可保育園の利用調整結果照会依頼書**」を申請してください。
- ・令和7年4月以降の入園分は、別途、申込みが必要です。

認可保育園の利用調整結果
照会依頼書はこちらから
(スマート申請に移行します)



利用調整基準表 令和5年10月1日現在



概算基本指数計

基本指数に調整指数を加算又は減算し、指数が高い方から入園できるよう調整します。指数が同じ場合は、「同一指数となった場合の優先順位」により判断します。なお、原則として渋谷区民（転入予定を含む。）を優先します。

番号	類型		保護者の状況		基本指数	保育必要量区分	
			細目				
1	就 労			週5日以上就労し、1日8時間以上の就労を常態（おおむね月20日以上）		20	標準
				週5日以上就労し、1日6時間以上8時間未満の就労を常態（同上）		18	標準
				週5日以上就労し、1日4時間以上6時間未満の就労を常態（同上）		16	短
				週5日以上就労し、1日4時間未満かつ月48時間以上の就労を常態（同上）		10	短
				週4日以上就労し、1日8時間以上の就労を常態（おおむね月16日以上）		16	標準
				週4日以上就労し、1日6時間以上8時間未満の就労を常態（同上）		14	※
				週4日以上就労し、1日4時間以上6時間未満の就労を常態（同上）		12	短
				週4日以上就労し、1日4時間未満かつ月48時間以上の就労を常態（同上）		8	短
				週3日以上就労し、1日8時間以上の就労を常態（おおむね月12日以上）		12	標準
				週3日以上就労し、1日6時間以上8時間未満の就労を常態（同上）		10	短
				週3日以上就労し、1日4時間以上6時間未満の就労を常態（同上）		8	短
				上記以外の就労で月48時間以上の就労を常態		6	※
				2	出 産		
妊娠初期及び中期（おおむね27週までの間）に長期間にわたって安静が必要な場合		14	標準				
疾 病	入 院	申込時点でおおむね1か月以上の入院をしている、または入院を決定した者のうち入園時にもその状態の継続が見込める場合			20	標準	
		居 宅 内	常時病臥・感染性		20	標準	
			常時安静（寝たきりではないが、安静が必要で保育困難）		14	標準	
			一般療養（通院加療を要する状態）		8	標準	
			精 神 性		症状が重度（精神障害者保健福祉手帳1級～3級）のため保育が困難な場合		20
		症状が軽度（上記以外の場合）のため保育困難な場合			14	標準	
上記以外の場合で通院加療を要する状態		8	標準				
障がい			身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳3級以上		20	標準	
			身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		12	標準	
			身体障害者手帳4級		4	標準	
3	同居親族の 介護	入院・施設等 付添介護	常時病院・施設等で付添介護を必要とする場合		20	標準	
			常時ではないが病院・施設等で付添を必要とする場合		12	※	
		その他の 介護	日常生活に全面的（食事・排泄・入浴等）介護を必要とする場合		16	※	
			日常生活において、身の回りの事はある程度できるが、しばしば介護を必要とする場合		10	※	
			上記以外の場合（おおむね週3日1日4時間以上の介護を必要とする場合）		6	※	
4	災 害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たることができない場合		20	標準		
5	その他	求 職	就労内定	就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指数が20となる場合		12	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指数が16～18となる場合		10	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指数が10～14となる場合		8	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指数が6～8となる場合		4	短
		求 職	求職のため、日中外出を常態（保育の実施期間は3か月）		2	短	
		就学等	①学校教育法に定める学校、専修学校 ②国・都道府県が設置する職業訓練施設またはこれに準ずる技能施設 ③就労又は事業に必要な資格取得のための専門学校または養成施設で就学している場合 日本語習得のため日本語学校に就学している場合		(注2)	※	
		不存在等 虐待等	死亡・離婚・行方不明・拘禁等 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護を必要とすると認められる場合		20	標準	

注1 父母それぞれの指数を算出して合算し、世帯の指数を決定する。

注2 番号5「就学等」の基本指数は、番号1「就労」の細目及び指数と同様とする。

注3 番号5「就学等」は、不就労であるが、就学・技能取得のため現に保育に当たれない場合で、保育園開園時間中に月48時間以上の就学を要するもの。

注4 保護者が就労している場合であっても、出産予定月の前2か月から後2か月までの5か月間の申込みで、産後休暇後、復職せず育児休業を取得する場合は、出産要件としての申込みとなる。

注5 申込要件（「類型」）に複数該当する場合は、主たる要件の基本指数を適用する。

注6 保育必要量区分の※は、保育が必要な時間がおおむね月120時間以上の場合は標準、1か月48時間～おおむね120時間未満の場合は短とする。

調整指数

概算調整指数計

◎ 加算となる要件に該当する場合、その事実を確認できる書類の提出が必要です。

番号	条 件	指数	
1	父母共に、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級が交付されている場合（注1）	6	
2	父又は母が、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級が交付されている場合（注1）	4	
3	父母共に、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合	6	
4	父又は母が、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合	同居者無し	4
5	父又は母が、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合	同居者有り	3
6	生活保護世帯	6	
7	父母共に、求職中の場合	4	
8	利用申込み中の児童を有償で預けている場合で、下記の条件を満たすもの（注2） ①父母の就労時間・通勤時間等をカバーしている継続的な利用の場合 ただし、一時保育、認可保育所、保護者の親族または知人に預ける場合を除く ②保護者のいずれも、育児休業中ではなく、就労内定ではない場合	2	
9	兄弟姉妹が既に在園している園（認定こども園、幼保一元化施設の短・中時間利用者を除く。）を利用申込みする場合（注3）	2	
10	兄弟姉妹が同じ園を同時に申込み場合（注3）	2	
11	同一世帯の同居者に、常時日常生活の全てにわたり介護（要介護4以上程度）が必要な者または同居の児童が障がい有するために通所通院をしておき、保護者の就労が制限されている場合（基本指数が20の場合を除く。）（注1）	2	
12	双生児以上の申込みの場合	1	
13	利用希望日において、就労実績が6か月以上ある場合（注4）	1	1
14	保護者のいずれかが、出産・育児のための休業・休学から復職前提の場合。 ただし、休業・休学前の就労・就学実績がない場合は除く。（注2）	2	
15	児童福祉法の観点から、特に配慮が必要と判断される場合	3	
16	父母共に、特定医療費（指定難病）受給者証又は東京都難病医療費等助成の医療券（公費負担者番号が51、54、83で始まるものに限る。）が交付されている場合（注1）	3	
17	父又は母に、特定医療費（指定難病）受給者証又は東京都難病医療費等助成の医療券（公費負担者番号が51、54、83で始まるものに限る。）が交付されている場合（注1）	2	
18	同居の祖父母が、補完的な保育にあたる場合	-2	
19	同一世帯内に保育園利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる場合	-2	
20	保護者のいずれかが、就労実績及び収入実績に整合性がないと判断される場合	-6	
21	過去3か月以上の保育料（区立保育室の保育料を含む。）の滞納（卒園児を含む。）がある場合	-6	
22	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合（注5）	-40	

注1 番号1、2、11、16、17は、就労者の場合にのみ加算する。

注2 番号8と番号14は重複して加算しない。重複する場合は番号14を加算する。

注3 番号9と番号10は重複して加算しない。注4 番号13は保護者ごとに加算する。注5 他の調整指数は適用しない。

同一指数となった場合の優先順位

※①渋谷区民新規（注1）②渋谷区民転園 ③転入予定の順に優先し、①～③が同じ場合は以下の順位を基本に保育の必要度を総合的に判断します。

順位	条 件
1	生活保護世帯
2	ひとり親世帯
3	基本指数が高い世帯
4	兄弟姉妹在園児と同じ保育園を希望している場合（調整指数の番号9が適用される場合に限る。）
5	既に復職して、利用申込み中の児童を有償で預けている場合（調整指数の番号8が適用される場合に限る。）（注2）
6	保護者のいずれかが、就労時間に比して著しく収入が低い等の状況がない世帯（最低賃金を基準とする。）（注3）
7	保護者の状況（保育を必要とする主たる要件） ①災害 ②疾病・障害 ③保育士等として就労する（注4）④③以外の就労 ⑤出産・介護 ⑥就労内定・就学・求職中
8	祖父母の状況 ①別居又は同居だが保育にあたらない場合（祖父母が求職中又は就労内定の場合を除く。）②同居（同一敷地内居住を含む。）
9	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
10	前年度の渋谷区での住民税額を基準として保育料の階層を決定した場合、A～D5階層にあたる世帯（未申告の者がいる世帯を除く。）
11	入園希望日において、渋谷区での引き続き住民登録期間の長い世帯を優先する。ただし、過去5年間に転出入があった場合は、過去5年間の住民登録期間を合算した期間を対象とする（保護者のうち期間が長い者を基準とし、長い者の期間が同一の場合は短い期間の者を基準とする。）

注1 転園申込みのうち、0歳児園から1歳児園への転園（1歳児クラスのみ対象）または兄弟姉妹が通っている保育園への転園申込みについては、

「①渋谷区民新規」として取扱う。

注2 番号5に該当する児童のうち、年齢上限がある保育施設を卒園予定の児童（2歳児クラスまでの保育施設に在籍している2歳児など）等については、その他の児童に優先する。

注3 番号6は就労日数、就労時間に対する賃金の支給状況（最低賃金を基準とする。）等から判断する。

注4 保護者のいずれかが、保育士、幼稚園教諭として認可保育園、認定こども園、認証保育所、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業所、および待機児対策として自治体が設置した認可外保育施設に就労（内定を含む。）している場合。保育士証または幼稚園教諭免許状の写し、申立書の提出が必要である。

保育園に通園できる期間（保育実施期間）

保育園に通園できる期間は、以下のとおりです。入園後は毎年度要件確認を行います。P.19「継続通園の手続き」を参照してください。

理由	保育実施期間
就労（★1）	在園要件を満たせば最長で小学校就学前まで
求職・就労内定（★2）	3か月間（入園した日の2か月後までに就労証明書等を提出することで期間の延長を行います。）
出産	最長5か月間の希望する月（出産予定月をはさんで、前後2か月） 例えば出産予定日が7月25日の人は5月～9月の間の希望する月
介護・疾病等	介護・療養等を要しなくなるまで （毎年度末までに、介護・疾病等の状況を確認します。）
就学	就学期間中 （毎年就学の状況を確認します。）

（★1）保護者が就労しており、入園月が下のお子さんの出産予定月をはさんだ前後2か月の計5か月間にかかる場合

- ①産後休暇後、直ちに復職する場合は、就労要件としての申込みとなります。
入園し、産後休暇後に直ちに復職できなかった場合は退園となります。
- ②産後休暇後、復職せず育児休業を取得する場合は、出産要件としての申込みとなります。
入園し、生まれたお子さんが満2歳を迎える年の年度末までに復職しなかった場合は退園となります。
- 復職条件等については、「復職に関する申立書」をご確認ください。

（★2）保護者が求職中・就労内定を理由に保育園に内定した場合

- 保育園に通園できる期間は3か月で、保育の必要量は保育短時間となります。
- 就労を開始したら、「就労証明書」を（求職の場合は「保育の変更届」「家庭状況票」も）保育課入園相談係あてにすみやかに提出してください。
- 提出された書類の内容を確認し、要件を満たせば就労要件での在園に切替え、保育実施期間を延長します。就労を開始していても入園日の2か月後までに「就労証明書」等の提出がなく状況を確認できない場合は、3か月で退園となります。
- 2か月後までに就労が決まらず、その後も保育が必要な場合は、改めて利用申込みが必要です。これまでの求職活動状況の報告も合わせて締切日までに申込みください。利用調整の結果によっては入園できないことがあります。また、求職中・就労内定を理由としての再度の申込みは年度内1回限り（最長で6か月）です。
 - 就労内定先とは別の会社に勤務する、または勤務状況が変わる場合は内定取消しとなります。

例：4月に求職中で入園した場合、6月1日までに就労を開始し、6月1日までに「就労証明書」等の提出がなければ6月末日で退園となります。7月以降も利用を希望する場合は7月1日入園申込み（6月5日窓口締切）が必要となります。（再度入園できるとは限りません。）

保育時間

お子さんの保育時間は、各保育園の開園時間内で、家庭の状況等を考慮しながら、保護者と相談の上で園が決定します。支給認定証の保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の範囲内で必要最低限の時間となります。園と決定した登園日であっても、保護者のいずれかの仕事がお休みの場合は、ご家庭での保育または9：00～17：00内でのお預かりとなりますのでご協力をお願いします。また、入園後しばらくの間は、お子さんが集団生活になれるために、保育時間を短縮して「ならし保育」を行います。

● 開園時間

令和5年10月1日現在

施設名		開園時間	延長保育時間	
区立保育園・区立幼保一元化施設		7：30～18：30	18：30～19：30	
私 立	保育園うさぎとかめ 保育園うさぎとかめ分園	7：00～18：00	18：00～19：00	
	広尾上宮保育園 聖ヨゼフ保育園	7：15～18：15	18：15～19：15	
	聖ヨゼフ保育園西原 さくら上宮保育園 渋谷もりのご保育園神南 西原保育園ゆめ AIAI NURSERY 初台本町 ふれあ保育園・上原（小規模保育施設） シエル小規模保育園・恵比寿（小規模保育施設） ぬくもりのおうち保育 神宮園（小規模保育施設）	7：30～18：30	18：30～19：30	
	鳩の森保育園 キッズハーモニー・NEWoMan キッズハーモニー・よよぎの杜 ほっぺるランド渋谷 さくらさくみらい 西原 まなびの森保育園幡ヶ谷 グローバルキッズ幡ヶ谷園 太陽の子代々木西参道保育園 さくらさくみらい 笹塚 笹塚保育園 ゆめの樹保育園はつだい さくらさくみらい 上原 グローバルキッズ代々木上原園 グローバルキッズ代々木八幡園 美希保育園北参道 千駄ヶ谷りとるぼんぶきんず さくらさくみらい 初台 遍照広尾保育園 ポピンズナーサリースクール恵比寿南 西原ほほえみ保育園 ポピンズナーサリースクール代々木上原 ベネッセ幡ヶ谷保育園 未来のカプセル原宿保育園 アソシエ神宮北参道保育園	7：30～18：30	18：30～20：30	
	渋谷東ちとせ保育園 富ヶ谷ちとせ保育園 参宮橋ちとせ保育園 みんなのみらいをつくる保育園初台 はるの小川ちとせ保育園 ChaCha Children Daikanyama	7：15～18：15	18：15～20：15	
	ベネッセ美竹の丘保育園	7：30～18：30	18：30～21：30	
	認定こども園	西原りとるぼんぶきんず 代々木至誠こども園 薫る風・上原こども園 神宮前あおぞらこども園 本町きらきらこども園 恵比寿のびのびこども園 本町そよかぜこども園 まちのこども園代々木上原 まちのこども園代々木公園 渋谷東しげんの国こども園 原宿こども園	7：30～18：30	18：30～20：30

延長保育

満1歳以上のお子さんを対象として、区内の全保育園で延長保育を実施しています。

延長保育は、保護者の就労を理由として通常の保育時間を超えて保育が必要な場合に行います。

(延長保育の時間については、P.17「保育時間」参照)

※延長保育には定員があります。定員に空きがない場合や、離乳食が終了していない場合等は申込みしても利用できないことがありますので、事前に各園に確認してください。

※延長保育が必要な場合、利用申込み(転園申込を含む)とは別に延長保育の申込みが必要です。

※延長保育の利用が入園の絶対条件である場合、利用申込み(転園申込を含む)時に保育課窓口で、その旨を伝えてください。

施設種別	概要	申込み	その他	延長保育料
区立保育園	月単位で利用できる制度 ※1	月ごめ延長保育 ①延長保育申込書 ②延長保育が必要であることを証明する書類(就労証明書等) ※2 上記2点を申込み締切日(※4)までに園に提出ください。	月11日以上の利用が見込まれる場合に申込みください。 ※3 利用は区民のみです。 保育課入園相談係で利用調整します。	区が決定 金額は P.25 参照
	1か月に10日まで。必要な日のみ利用できる制度	スポット延長保育 在籍園に直接申込みください。	区外のお子さんも利用できます。 1日あたりの利用枠があります。	
幼保一元化施設(千駄谷なかよし園)	園ごとに異なります。直接園に問い合わせてください。	保育園利用決定後に在籍園に直接申込みください。		園が決定 金額は園に 問い合わせ てください。
幼保一元化施設(山谷かきのみ園)				
私立保育園				
認定こども園				
小規模保育事業				

※1 月ごめ延長保育利用開始後に就労状況の変化、出産等により延長保育がなくなった場合は、すみやかに辞退届を保育園に提出してください。

※2 すでに証明日が令和5年9月15日以降の証明書を提出しており、その内容が現状と変更なければ省略できます。

※3 区外に転出前から利用していた場合は、必要に応じて引き続き利用が可能です。

※4 区立保育園(千駄谷なかよし園を含む)月ごめ延長保育申込み締切日

● 延長保育締切日

開始月	締切日	開始月	締切日
4月	3月18日(月)	9月	8月26日(月)
5月	4月24日(水)	10月	9月26日(木)
6月	5月27日(月)	11月	10月25日(金)
7月	6月24日(月)	12月	11月22日(金)
8月	7月25日(木)	1月	12月18日(水)

● 区外の認可保育園に在園している場合

延長保育を利用できるかは、在園している園を管轄する自治体にお問い合わせください。

食物アレルギー等への対応について

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられない食材がある場合は事前に申し出てください。食物アレルギーについては医師の診断に基づいて対応しますので、生活管理指導表の提出をお願いします。安全な給食の提供が困難な場合は、ご家庭より弁当の持参をお願いすることがあります。区立保育園の給食については、個人の要望による特別な対応はできません。

園での薬の取扱い及び医療行為について

園では薬のお預かりは原則としてできません。保育時間内に与薬せず、ご家庭で内服できるように主治医にご相談ください。（例：1日2回（朝・夕）、3回（朝・帰宅後・寝る前）処方など）なお、園では医師法の定めにより医療行為を行うことはできません。

※ 喀痰吸引などの医療的ケアを要するお子さんの場合、主治医と相談のうえ、看護師が医療的ケアを行います。（要別途相談）

継続通園の手続き

毎年1月頃、次年度の継続通園の意思と在園要件を確認するための書類（継続通園確認票・保護者の就労証明書等）を提出していただきます。期限までに必要な書類の提出がない場合は、継続通園の意思がないものとし退園となります。



入園後、状況変更があった場合の提出書類

保育園は、家庭で保育を受けられないお子さんをお預かりする施設です。入園した後も、家庭で保育を受けられない状況が続いていることが、保育園に在籍するための要件となります。

入園後に就労状況の把握のため、勤務先などに問合せをする場合があります。

転職や退職、妊娠・出産、婚姻・離婚等状況変更があった場合

家庭状況の変更（退職・転職、妊娠・出産、婚姻・離婚等）により、申込み時の状況や認定されている保育の必要な事由等に変更が生じる場合は、すみやかに「保育の変更届」を入園相談係または園に提出してください。内容を確認後、必要に応じ支給認定の変更を通知します。

家庭状況の変更		必要書類
就労状況の変更	転職	保育の変更届、家庭状況票、就労証明書（証明日が勤務開始日以降のもの）、退職日が分かる書類（離職票・健康保険資格喪失証明・源泉徴収票等のうちいずれか1点の写し） ※自営業等の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・開業届・営業許可証等の提出が必要です。また、後日2～3カ月分の収入証明の写しを提出してください。
	退職	保育の変更届、求職活動に関する申立書、退職日が分かる書類（離職票・健康保険資格喪失証明・源泉徴収票等のうちいずれか1点の写し） ※退職後に求職活動をせず、保育利用要件が消失した場合は退園となります。 ※求職活動中は短時間認定となります。また、退職日から3か月を経過する日の月の初日までに就労を開始し、届出をしないと、退職日から3か月を経過する日の月末で退園となります。
妊娠		保育の変更届（出産欄の①を記入）、母子健康手帳（表紙・分娩予定日のページ）の写し
出産・育児休業の取得		保育の変更届（出産欄の②を記入） ※詳細はP.21でご確認ください。
世帯状況の変更	婚姻	保育の変更届、家庭状況票、配偶者の保育要件が確認できる書類（就労証明書等）
	離婚	保育の変更届、離婚したことが分かる書類（戸籍全部事項証明書の写し・離婚届受理証明書の写し等）
区内転居		保育の変更届
区外転出		退園届・保育継続願 ※詳細はP.21でご確認ください。

退園となる場合

保育が必要な状況でなくなった場合（退職や病気の回復等）や、原則として3か月以上保育園に通園していない場合、公費による助成（給付）等がなされる教育施設（幼稚園等）に入園が決まった場合は、退園となります。

必ず退園月の月末までに「退園届・保育継続願」を入園相談係または園に提出してください。期日までに届出がない場合は、翌月分の保育料が発生する、または他の保育利用料の軽減を受けられない場合があります。

転出する場合

渋谷区から他の市区町村に転出した場合は、原則退園となります。「退園届・保育継続願」を提出してください。

転出後も引き続き同じ園を利用したい場合は、在籍園の種別や保護者の渋谷区内での在勤有無により在籍できる期間が異なります。下記で確認の上、必要な手続きについて事前に保育課入園相談係に相談ください。

	区立園	私立園	小規模保育	こども園	区立幼保一元化	区立保育室	居宅訪問型
在勤あり	就学まで	就学まで	転出日の属する月の月末まで ※1	転出日の属する月の月末まで ※1	転出日の属する月の月末まで ※2	転出日の属する月の月末まで	
在勤なし	転出日の属する年度末まで						

※1 小規模保育・こども園の在園期間は、転出先自治体・園との運営費等の調整により、最長年度末までとなる場合があります。

※2 区立幼保の在園期間は、転出先自治体の保育施設に空きがない等の理由により、最長年度末までとなる場合があります。

入園後、下の子を出産し育児休業を取得する場合の特例

- ・ 育児休業を取得しながら認可保育園を利用することは原則として認められません。しかし、すでに認可保育園に在籍しているお子さんがいて、下のお子さんを産出し育児休業を取得する場合に限り、生まれたお子さんが満2歳を迎える年の年度末までは、在籍しているお子さんは特例的に在籍園を継続利用できます。それ以降も引き続き育児休業を取得する場合は退園となります。
 - ・ ただし、下のお子さんの出産予定月をはさむ前後2か月に入園希望月がかかり、産後休暇後直ちに復職する条件で入園した場合はこの特例は適用されません。産後休暇後直ちに復職できなかった場合、在園しているお子さんは退園となります。
 - ・ 育児休業期間中は短時間認定となります。また、産前産後休暇・育児休業中の保育時間は原則9：00～17：00内でのお預かりとなりますのでご協力をお願いします。
 - ・ 育児休業期間中の延長保育・土曜日保育についてはお断りさせていただきます。
- ※在籍している保育園が渋谷区以外の場合は、その市区町村の取扱いも加味されます。

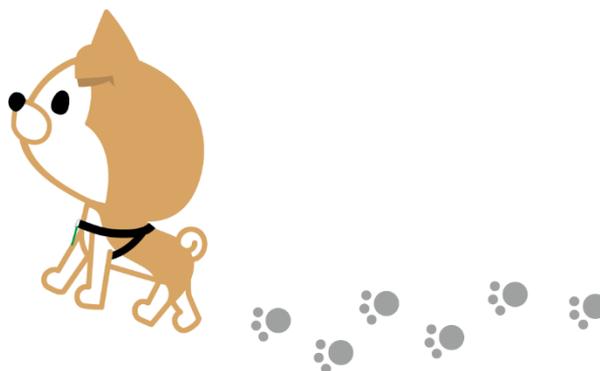
入園後の情報配信について

● しぶや保育メール

渋谷区では、大地震や台風などの災害に備え、お子さんと保護者の安否確認や引き取りに関する連絡手段として、緊急メール配信システムを運用しています。区内の区立・私立保育園、区立幼保一元化施設、認定こども園、区立保育室、認証保育所に在園のお子さんの保護者が対象です。震度5弱以上で安否確認やお子さんの引き取りに関する緊急メールを一斉配信します。

● 保育支援システム（区立保育園、区立幼保一元化施設、区立保育園一時保育室）

渋谷区の区立保育園、区立幼保一元化施設、区立保育園一時保育室では、保護者と保育園との連絡ツールとして、株式会社コドモンにてリリースしている「コドモン」を利用しています。主に、登降園時間管理機能・連絡帳配信機能・お知らせ配信機能を活用しています。保護者の皆様には、アプリケーションや Web を通じて利用していただきます。





保育料について

〔お問い合わせ〕 保育課保育管理係 ☎ 3 4 6 3 - 2 4 8 3

● 保育料とは

保育料はお子さんの保育に要する費用にあてるため、保護者にお支払いいただくものです。渋谷区では、所得に応じた負担をお願いしています。公平性の観点から、納期限を守って必ずお支払いください。

渋谷区では、認可保育施設（区立保育園、私立保育園、認定こども園(長時間)）、地域型保育事業施設（小規模保育、居宅訪問型保育）、区立幼保一元化施設を対象とし、保育料を決定します。

● 保育料等の金額

毎月の保育料等は、4月～8月分は各世帯の前年度の市区町村民税額、9月～翌年3月分は当該年度の市区町村民税額により決定します。

渋谷区で住民税が課税されていない人については、税資料の提出を求めています。また、海外勤務等により日本で課税されていない人は、区ホームページより「年間収入申告書」と「給与支払証明書」を取得し、記入のうえ提出してください。

毎月1日現在に在園している場合は、その1か月分の保育料をお支払いいただきます。

● 支払方法

保育料は口座振替によりお支払いいただきます。

「口座振替依頼書」を使って金融機関の窓口でお手続きいただくほか、区ホームページから「Web口座振替受付サービス」によりお手続きいただくことも可能です。Webでの口座振替手続きの方法は、区ホームページをご覧ください（一部対応していない金融機関があります）。

「口座振替依頼書」は各保育園にも置いてありますので、各自金融機関にて手続きを行ってください。手続きが完了した人には「納入通知書（口座振替）」でお知らせいたします。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により、金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）、出張所又は保育課窓口でお支払いください。

登録した口座には、毎月確実に保育料が引き落とせるように入金してください。正当な理由なく保育料を滞納した人は、法令に基づき滞納処分（給与等の差し押え）をします。お支払い忘れのないようご注意ください。

※ 納期限及び口座振替日は毎月月末（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）となります。

※ 認定こども園、地域型保育事業施設の保育料のお支払いは、直接、施設宛にお願いします。

● 保育料の減額について（申請があった場合にのみ適用）

家庭状況の変更等により収入が減った場合、または同一世帯に重度の心身障がい者がいる場合などに、保育料減額制度が適用されることがあります。適用された場合原則として、申請月の翌月から一階層下の保育料が適用されます。詳しくは保育課保育管理係までお問い合わせください。

● 保育料の軽減について

一定の収入以下の場合、保育料の軽減対象となります。毎月のお支払い額は「軽減後の保育料額」となります。（P.24「月額保育料」参照）

● 給食費について

国の制度では3歳児クラス～5歳児クラスの給食費（主食費・副食費）を保護者負担とすることとなっていますが、渋谷区では給食費を公費負担としますので保護者のご負担はありません。

月額保育料【区立・私立保育園・区立幼保一元化施設（長時間）・認定こども園（長時間）・地域型保育】

令和5年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計		0～2歳児クラス				3～5歳児クラス
			基本保育料		軽減後保育料	軽減率	
A	生活保護世帯、里親世帯等		0		0		0
B	市区町村民税非課税世帯		0		0		0
C	市区町村民均等割のみの課税世帯		1,900		0		0
D1	市 区 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	市区町村民税 所得割額が 5,000円未満	3,300		0	100%	0
D2		5,000円以上 20,000 "	4,100		0		0
D3		20,000 " 50,000 "	4,700		0		0
D4		50,000 " 80,000 "	7,700		0		0
D5		80,000 " 110,000 "	9,500		0		0
D6		110,000 " 140,000 "	10,700		7,490	30%	0
D7		140,000 " 165,000 "	11,800		8,850	25%	0
D8		165,000 " 190,000 "	12,700		10,160	20%	0
D9		190,000 " 215,000 "	13,700		10,960		0
D10		215,000 " 240,000 "	14,600		11,680		0
D11		240,000 " 265,000 "	15,500		12,400		0
D12		265,000 " 290,000 "	16,200		12,960		0
D13		290,000 " 310,000 "	17,100		13,680		0
D14		310,000 " 330,000 "	24,900		19,920		0
D15	330,000 " 350,000 "	26,000		26,000	対象外		0
D16	350,000 " 360,000 "	26,900		26,900		0	
D17	360,000 " 370,000 "	28,000		28,000		0	
D18	370,000 " 420,000 "	43,400		43,400		0	
D19	420,000 " 470,000 "	48,900		48,900		0	
D20	470,000 " 520,000 "	53,700		53,700		0	
D21	520,000 " 620,000 "	57,500		57,500		0	
D22	620,000 " 840,000 "	61,500		61,500		0	
D23	840,000 " 1,200,000 "	65,800		65,800		0	
D24	1,200,000 "	70,400		70,400	0		

- ※ 実際にお支払いいただくのは「軽減後保育料」の金額です。
- ※ 2人以上のお子さんがある場合の2番目以降のお子さんの保育料は無料です。
- ※ 保育料は、保育標準時間、保育短時間共通です。

延長保育料 【区立保育園・区立幼保一元化施設（長時間）】

令和5年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計		延長1時間（月額）			スポット （日額）
			0~2歳児クラス	3歳児クラス	4~5歳児クラス	
A	生活保護世帯、里親世帯等		0	0	0	0
B	市区町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	市区町村民税均等割のみの課税世帯		600	600	600	200
D1	市 区 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	市区町村民税 所得割額が 5,000円未満	600	600	600	200
D2		5,000円以上 20,000 "	600	600	600	200
D3		20,000 " 50,000 "	600	600	600	200
D4		50,000 " 80,000 "	700	600	600	200
D5		80,000 " 110,000 "	900	600	600	200
D6		110,000 " 140,000 "	1,000	700	700	200
D7		140,000 " 165,000 "	1,100	700	700	200
D8		165,000 " 190,000 "	1,200	800	800	200
D9		190,000 " 215,000 "	1,300	900	900	200
D10		215,000 " 240,000 "	1,400	900	900	200
D11		240,000 " 265,000 "	1,500	1,000	900	200
D12		265,000 " 290,000 "	1,600	1,000	900	200
D13		290,000 " 310,000 "	1,700	1,100	900	200
D14		310,000 " 330,000 "	2,400	1,500	1,200	200
D15		330,000 " 350,000 "	2,600	1,500	1,200	200
D16		350,000 " 360,000 "	2,600	1,500	1,200	200
D17		360,000 " 370,000 "	2,800	1,500	1,200	200
D18		370,000 " 420,000 "	4,300	2,200	1,800	200
D19		420,000 " 470,000 "	4,800	2,200	1,800	200
D20		470,000 " 520,000 "	5,300	2,200	1,800	200
D21		520,000 " 620,000 "	5,700	2,200	1,800	200
D22		620,000 " 840,000 "	6,100	2,400	1,900	200
D23		840,000 " 1,200,000 "	6,500	2,400	1,900	200
D24		1,200,000 0 " "	7,000	2,400	1,900	200

※ 延長保育料は、保育標準時間、保育短時間共通です。

※ 私立保育園・認定こども園の延長保育料は各園によって異なりますので直接お問い合わせください。

区立保育室

待機児童解消のため、区が設置し、民間事業者に運営を委託している認可外保育施設です。

● 入園対象

- ・保護者、お子さん共に渋谷区民であり、認可保育園の待機となったお子さん。（区外に転出した場合は利用終了となります。）
- ・区外在住で、渋谷区へ転入予定で申込みをし、認可保育園の待機となったお子さん。

● 申込み方法

- ・区立保育室は単独で申込みできません。認可保育園と併せて、申込み時に「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」（区の様式）の希望保育室記入欄に保育室名をご記入ください。

● 申込みにあたっての注意事項

選考方法について

- ・認可保育園の利用調整会議後、待機になった人の中で、選考を行います。定員を超えて申込みがあった場合は認可保育園の利用調整基準を基に選考を行います。

認可保育園に内定した場合の利用終了について

- ・区立保育室に入園後も引き続き認可保育園の利用調整の対象となります。認可保育園に内定した場合は、在園している保育室は自動的に利用終了となります。内定辞退をしても、保育室に残ることができません。

在園期間中に育児休業を取得する場合

- ・産前産後休暇中、育児休業中の保育時間は、原則 9:00～17:00 となります。
- ・就労を理由に入園後、在園中に下のお子さんを出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、在園期間の末日（最長で年度末）まで通園することが可能です。次年度 4 月一次で、生まれてきた下の子と一緒に認可保育園の申込みをした結果、待機児童となってしまった場合、上のおさんは次年度も区立保育室に引き続き通園できますが、下のおさんの状況にかかわらず、育児休業から復職することが必須です。

● 月額保育料

- ・下記の基本保育時間（7:30～18:30）の保育料と認可保育料（P.24 参照）を比較して低い額が、区立保育室の保育料となります。

	月～金	月～土
8時間保育	30,000円	35,000円
9時間保育	34,000円	39,000円
10時間保育	38,000円	43,000円
11時間保育	42,000円	47,000円

※1時間未満は切り上げとなります。

※延長保育（18:30以降）については、別途延長保育料（月額4,000円）がかかります。

● **結果公表について**

- ・ 内定した人には「利用内定通知書」「入園のしおり」等を、内定しなかった人には「利用保留通知書」をご自宅に郵送します。

● **保育実施期間**

- ・ 認可保育園の基準（P.16 参照）に準じますが、待機児童を対象とした暫定的な施設のため、在園期間が年度末までとなります。

● **保育時間について**

- ・ 保育時間は開園時間の中で、保護者の就労時間、通勤時間、家庭状況等を考慮し、必要最小限の保育時間で決定します。
- ・ 入園日から1～2週間程度、短時間での「ならし保育」にご協力をお願いします。
- ・ 土曜保育は定員があります。

保育室名	住所	電話番号	開園時間
代官山えびすにし	恵比寿西 2-15-12	3461-1473	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 7:30～18:30
おおやま	西原 2-53-13 代々木大山公園内	3460-1360	※延長は満1歳以上のお子さんに限ります。



居宅訪問型保育事業（待機児向け・障がい児向け）

渋谷区内のお子さんの居宅において1対1で保育する事業です。

本項目を読み、事業内容を了承のうえ、申込みください。併せてホームページもご確認ください。

待機児向け

(ホームページはこちら→)



● 対象児童

認可保育園の申込みを行い、待機となったお子さん（渋谷区民に限ります）のうち、0～2歳児クラスに該当する年齢のお子さんで居宅訪問を希望した人を対象に、認可保育園の選考基準をもとに選考します。

保育室等を利用中の人も希望できますが、併用はできません。

● 運営事業者

- ・株式会社ポピンズファミリーケア（問い合わせ先：0120-27-2100）

● 申込み方法

- ・単独での申込みはできません。認可保育園と併せて申込みください。
- ・利用申込書の希望保育室記入欄に「居宅訪問」と記入してください。

● 利用開始日についての注意事項

- ・利用内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、実際の利用開始日が当初の入園希望日より1か月先になる場合があります。（4月利用開始を除く）

● 利用期間

- ・利用開始月が属する年度の末日まで。ただし、年度内に認可保育園に内定した場合は、内定月の前月末日をもって自動的に利用終了となります。
- ・区外に転出した場合や認可保育園の申込みを取下げた場合は、利用終了となります。
- ・就労を理由に利用開始したのち、下のお子さんを出産し育児休業を取得する場合は、出産予定月の2か月後の月末で利用終了となります。

● 利用料金

- ・通常保育時間の保育料は認可保育園の場合と同額です。
- ※ 利用料金の他に保育者の交通費として、1日1,100円（一律）が必要です。
（保育料がA・B階層になる世帯は免除となります。）
- ※ 公共交通機関が不通の場合はタクシーを利用する場合があります、その際はタクシー代の実費が必要です。
- ※ 延長保育が必要な場合は、別途運営事業者が定める金額が必要です。

● 利用時間（保育時間）

- ・通常保育時間は、支給認定証の保育必要量の区分に応じ、以下のとおりです。
利用時間は、下記の範囲内で、通常の勤務時間に通勤時間を加えた時間です。

保育必要量の区分	利用時間（月～土、ただし祝日・年末年始を除く）
保育標準時間	7:30～18:30
保育短時間	7:30～18:30のうち8時間

- ※ 通常保育時間を超えて保育が必要な場合は延長保育となり、最長で20時30分までとなります。
- ※ 保護者のどちらかが帰宅した時点で保育は終了となります。
- ※ 保育者を派遣できる日時は、保護者や家族が在宅していない日時に限ります（居宅内就労・疾病・介護理由での利用を除く）
- ※ 兄弟姉妹が在宅の場合や帰宅した場合、一緒に保育することはできません。また、別室にいる場合でも小学3年生以下の児童の場合、運営事業者が別途定める料金が発生します。

● 保育内容等

- ・保育者は、居宅訪問型保育事業に関する研修を受け、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者です。保育内容は運営事業者にお任せいただきます。また、保育者は運営事業者が選定します。
- ・通常のベビーシッターとは異なります。使いたいときだけ、やってほしいことのみという利用はできません。
- ・保護者や家族が在宅勤務などで自宅にいる場合、同室での保育はできません。就労時間中の休憩時間（昼食等）も別室となります。

● その他

- ・昼食（離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む）おやつ等は保護者に準備していただきます。保育者は食事をご自宅にある電子レンジで温める程度は可能ですが調理はできません。
※運営事業者から食事提供はありませんが、利用料金から食事代金は差引きません。
- ・自宅の広さなど、明らかに自宅内で保育ができる環境でない場合は利用できません。
- ・家事サービスはできません。
- ・渋谷区の自宅以外の場所に保育者を派遣することはできません。
- ・ペットがいる場合、保育時間中はケージで飼育してください。
- ・運営事業者は、お部屋の中での過ごし方や注意事項、入ってはいけない部屋などを面談の際にお伺いします。万が一、保育者の過失により保育中にご自宅の物品を破損した場合は、運営事業者が補償します。ただし、おもちゃやバギーなど経年劣化などによる破損等の保障はできかねます。

障がい児向け

● 対象児童

- ・保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳から小学校就学前までのお子さん（0歳児は要相談）で、運営事業者との面談で預かりが可能と判断されたお子さん。
※ 主に中程度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児等（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろうを必要とするお子さんも可）が対象になります。
※ 気管切開をしているお子さん、人工呼吸器などを使用している呼吸器系疾患のお子さんについては、まずは事業者までお問い合わせください。

● 運営事業者

- ・認定NPO法人フローレンス「障害児訪問保育アニー」 （ホームページはこちら→）



● 申込み方法

- ・事前に保育課入園相談係に連絡の上、申込みください。
- ・運営事業者への申込みも必要です。運営事業者のホームページを確認してください。

● 利用料金

- ・保育料は認可保育園を利用する場合と同額です。
- ・その他保育スタッフの交通費・制作の材料費等が発生します。
(次ページに続く)

● 利用時間（保育時間）

- ・月曜日から金曜日（土・日・祝日等を除く）
8：00～18：00までのうち最長8時間 ※延長保育はありません。
- ・気管切開をしていたり、人工呼吸器等を使用している呼吸器系疾患のお子さんについては、9：00～18：00までのうち、3～4時間、週12時間（3時間×週4日）程度となります。

● 食事等

- ・保護者に準備していただきます。詳しい内容は運営事業者を確認してください。

● 障害児保育園ヘレンとの連携について

- ・障害児訪問保育アニーは、障害児保育園ヘレン（長時間保育の療育施設）と連携して保育を実施しています。詳細は運営事業者を確認してください。
- ・障害児保育園ヘレンでの保育を希望する人は、本事業（障害児訪問保育アニー）の申込みが必要です。本事業内定後、障がい者福祉課身体福祉係に利用申請をしてください。手続き完了後、障害児保育園ヘレンの利用に必要な通所受給者証が発行されます。

区立幼保一元化施設

区が条例に基づき設置している施設で、認可保育園・幼稚園・認可外保育施設から構成されます。保育が必要なお子さん（長時間保育）に加え、4・5歳児になると短・中時間保育のお子さんもお預かりします。

原則、区立保育園と同様の預かり時間・保育料となりますが、4・5歳児は幼稚園児となり、教材費・PTA会費等、独自にかかる費用があります。

長時間保育についての申込み・利用調整の方法・保育料は、認可保育園と同様です。

※短・中時間保育の利用については、申込み手続きが別のご案内となります。

詳しくは「渋谷区立幼稚園・幼保一元化施設ご案内」または区ホームページでご確認ください。

● 千駄谷なかよし園

千駄ヶ谷保育園	（0～2歳児）	保育園舎（千駄ヶ谷3-34-9）
千駄ヶ谷保育園分園	（3歳児）	幼稚園舎（千駄ヶ谷2-4-1千駄ヶ谷小学校内）
千駄ヶ谷幼稚園	（4・5歳児）	（土曜保育は保育園舎で実施）

上記3園で構成される施設です。

● 山谷かきのみ園

認可外保育施設（1～3歳児）、山谷幼稚園（4・5歳児）で構成される施設です。

給食は専門業者からの搬入による提供となります。



小規模保育事業

- ・渋谷区が認可する小規模施設で0～2歳児クラスのお子さんを保育する事業です。
- ・申込みや利用調整の方法、保育時間、保育料等については認可保育園と同様です。
- ・3歳児クラス以降の保育については、「連携施設」（進級先）を設定しています。3歳児クラスに上がる際、再度保育所入所申込みをする必要はありません。

小規模保育施設	連携施設	
ぶれあ保育園・上原 (上原1-25-1)	さくらさくみらい 上原	(上原3-37-9)
	グローバルキッズ代々木上原園	(西原3-15-10)
	グローバルキッズ代々木八幡園	(代々木5-7-2)
ぬくもりのおうち保育 神宮園 (神宮前2-2-39 2階)	渋谷保育園	(神宮前3-18-8)
	※渋谷区民または転入予定がある方のみ指定可 美希保育園北参道	(千駄ヶ谷3-21-5)
シエル小規模保育園・恵比寿 (恵比寿1-34-11-101)	ポピンズナーサリースクール恵比寿南	(恵比寿南3-11-25)

ぶれあ保育園・上原

ぬくもりのおうち保育 神宮園

} の申込みにあたっての注意事項

- ・3歳児以降の連携施設（進級先）を指定して申込みください。
- ・入園の利用調整は連携施設の受入れ枠ごとに行います。
申込みの際は「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」（裏面）に記載されている連携施設の希望順を必ずご記入ください。
- ・連携施設の受入れ枠が施設ごとに決まっているため、希望した連携施設の受入れ枠に内定しない場合は、他の連携施設の受入れ枠に空きがあっても、ぶれあ保育園・上原、ぬくもりのおうち保育神宮園には内定しません。
- ・入園（内定）後、連携施設を変更したい場合は、改めて転園の申込みが必要となります。（転園に関する取扱いは、認可保育園間の転園と同様です。）

シエル小規模保育園・恵比寿について

3歳児クラスからは全員ポピンズナーサリースクール恵比寿南に入園します。

申込みの際は「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」（裏面）の連携施設欄に、確認のためチェックをしてください。

- ・渋谷区から他の市区町村に転出した場合は、転出日の属する月の月末まで在園できます。

詳しくはP.21をご確認ください。



その他の保育施設について

認証保育所（区内の認証保育所は P.45 をご覧ください。）

都市型の保育ニーズを満たすため、東京都が独自の基準で認証した保育施設です。

▼都内認証保育所一覧はこちら▼



▼認証保育所の空き状況はこちら▼



企業主導型保育事業

企業が設置し、任意で他の企業や地域のお子さんを受け入れることも可能な保育施設です。東京都福祉局のホームページで、都内の企業主導型保育施設の一覧を公開しています（検索サイトで「東京都 認可外保育施設（事業所内保育施設）」と検索してください）。

※区ホームページに区内の企業主導型保育施設の空き状況を掲載しています。

その他の認可外保育施設

東京都福祉局のホームページで、都内の認可外保育施設の一覧を公開しています（検索サイトで「東京都 認可外保育施設」と検索してください）。

児童相談所設置区（港区、世田谷区、中野区等）は各区のホームページをご確認ください。

認可外保育施設の一覧
（東京都福祉局のページ）



待機児童対策

【お問い合わせ】保育課保育管理係 ☎ 3463-2483

下記の区内2か所の認可外保育施設に、認可保育園の待機児童となった人の特別枠を設けています。利用期間は、令和7年3月末日までを限度とし、教育・保育給付認定の有効期間内となります。教育・保育給付認定の有効期間外や認可保育園等の申込みを取下げたなど、待機児童でなくなった場合は、利用できません。

「利用調整結果通知書（待機）」に施設の概要・定員・保育料等を記載した案内を同封しています。

施設名	クラス 年齢	所在地	事業者 問い合わせ先
キラキラキッズナーサリー 代々木園	0～2 歳	富ヶ谷2-7-4 リッチバレー2F	(株)パットコーポレーション kirakira@kirakirakids.jp
ポピンズナーサリースクール 恵比寿 ホップキッズ	0～2 歳	恵比寿4-20-1 サッポログループ本社棟内	(株)ポピンズエデュケア ebisu-hopkids@poppins.co.jp

※区ホームページに各施設の空き状況を掲載しています。

◆キラキラキッズナーサリー代々木園について、令和5年10月以降、第2子以降の保育料の軽減が予定されています。詳細が決定しましたら区ホームページ等にてお知らせいたします。

保育利用料の軽減



〔お問い合わせ〕 保育課保育管理係 ☎ 3463-2483

保育利用料の軽減は4月～8月（前期）、9月～3月（後期）の2回実施します。申請方法等については、ホームページ等をご確認ください。前期分は10月頃、後期分は5月頃にご指定の口座に振り込む予定です。軽減を受けるためには、原則P.34の「保育の必要性の認定」を受けている必要があります。

また、認可保育園、認定こども園（長時間）、地域型保育事業、区立幼保一元化施設（長時間）、区立保育室、待機児童対策の利用決定がされている人は、対象外です。

保育利用料について、以下のとおり軽減します（金額はすべて月額です）。

施設種別	0歳児クラス～2歳児クラス		3歳児クラス以上
	市区町村民税 課税世帯	市区町村民税 非課税世帯	
認証保育所 (渋谷区内)	・定額助成：25,000円を施設との契約の時点で助成 ・差額助成：45,000円を上限に、認可保育料との差額を助成 （合計で70,000円までが対象です。）		
認証保育所 (渋谷区外)	70,000円を上限に、認可保育料との差額を助成 (ただし、25,000円は下回りません。)		
都内の認可外保育施設 (証明書※1あり)	第一子：上限40,000円 第二子：上限54,000円 第三子：上限67,000円	上限67,000円	上限57,000円
都外の認可外保育施設 (証明書※1あり) ベビーシッター 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・ センター事業 定期利用保育事業 期間限定型保育事業	助成対象外	上限42,000円	上限37,000円
認可外保育施設 (証明書※1なし)	助成対象外	上限42,000円 (令和6年 9月末まで) ※2	上限37,000円 (令和6年 9月末まで) ※2
都内の企業主導型保育事業 (証明書※1あり)	第一子：上限40,000円 第二子：上限54,000円 第三子：上限67,000円	上限25,000円 ※3	上限20,000円 ※3
都外の企業主導型保育事業 (証明書※1あり) 企業主導型保育事業 (証明書※1なし)	助成対象外		

※1 各都道府県（または市区町村）の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を指します。

※2 証明書が交付されていない認可外保育施設は、幼児教育・保育の無償化の経過措置終了に伴い、令和6年10月以降、全ての歳児クラスにおいて助成対象外となります。

※3 幼児教育・保育の無償化の対象の場合、企業主導型保育事業の保育利用料が引き下げられます。

◆令和5年10月以降、第2子の保育料無償化に伴う上限額の変更が予定されています。詳細が決定しましたら区ホームページ等にてお知らせいたします。

◆その他のサービス（区立幼保一元化施設（短・中時間）や私立幼稚園等）に関することは、区ホームページ等でご確認ください。

保育利用料の軽減にかかわる保育の必要性の認定

● 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正に伴い幼児教育・保育の無償化が始まりました。対象となるお子さんは、3～5歳児クラス及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんです。

制度の一環として、保護者が支払った保育利用料に対し、区から「施設等利用費」を支給します。施設等利用費の上限額は、3～5歳児クラスが月額37,000円（預かり保育は11,300円）、0～2歳児クラスの子が月額42,000円（預かり保育は16,300円）です。なお、「施設等利用費」はP.33の助成額に含まれています。

● 子ども・子育て支援施設等

幼児教育無償化の対象となる施設等の事業者は、区に申請を行い「子ども・子育て支援施設等」として「確認」を受ける必要があります。対象は次のとおりです。確認した施設等は、区のホームページで公表します。

認可外保育施設（認証保育所含む）、一時預かり（一時保育）

病児保育、ファミリー・サポート・センター、幼稚園等の預かり保育

● 保育の必要性の認定

保育利用料の軽減を受けるためには、保育を必要としていることが条件となります。保育を必要としていることが認められる事由は、P.1と同様です。「教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定申請書」にP.8～9の「保育の必要性を確認できる書類」（保護者全員分）を添付して、保育課までご提出ください。保育の必要性が認められる場合には、下図の区分に応じて通知書を送付します。なお、認可保育園・認定こども園等のお申込み等で既に支給認定証（2号・3号認定）を持っている人は、申請不要です。

年齢区分	認定の種類	無償化の対象
3～5歳児クラス	施設等利用給付認定 (2号認定)	対象
0～2歳児クラスの 住民税非課税世帯	施設等利用給付認定 (3号認定)	対象
0～2歳児クラスの 住民税課税世帯	教育・保育給付認定 (3号認定)	対象外 ※ただし、保育利用料の助成を受けるために必要となります。

● よくある質問

Q：求職活動中の認定期間はどのようになりますか？

A：3か月間で認定します。引き続き求職活動をする場合、年度内に1回のみ更新できます。

Q：育児休業中は対象になりますか？

A：復職する月から認定の対象となります。ただし、上のお子さんが育児休業の取得前から認証保育所等を利用している場合は、上のお子さんのみ育児休業中の継続利用として認定の対象となります。

● 病児・病後児保育利用料金助成

お子さんが病気やケガで保育施設に登園できない場合や仕事があるなどの理由でご自宅にてベビーシッターなどのサービスを利用したときに、利用に要した費用の一部を区が助成する制度です。詳細及び申請書類は、区ホームページをご確認ください。

※病児保育、病後児保育については、P.39をご確認ください。

《対象となるお子さん》

区内在住で、認可保育園、認定こども園、区立幼保一元化施設、認証保育所、区立保育室、家庭的保育事業等、東京都に届出済の認可外保育施設のいずれかの施設で、通常保育（一時保育を除く）を受けているお子さんで、ベビーシッター等の利用前後7日以内に、医療機関で受診していること。

● 休日保育

区内の認可保育園、区立保育室の在園児並びに区内の地域型保育事業利用で、日曜・祝日（12月29日～1月3日を除く）に保護者の就労等の理由により、保育を必要とするお子さんを下記の保育園でお預かりします（原則無料）。事前の予約が必要となります。

電話予約受付時間：月～金（土日・祝日・年末年始を除く）10:00～17:00

※各園の定員や保育時間など詳しい情報は、区ホームページをご確認ください。

名 称	住 所	電話番号
ベネッセ美竹の丘保育園	渋谷1-18-9	5464-1545
ChaCha Children Daikanyama	恵比寿西2-13-5	6452-5251
未来のカプセル原宿保育園	神宮前6-34-25	070-3126-4547

● 休日保育利用料金助成

日曜日・祝日など在籍している保育園等の休園日に認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む）における休日保育を利用した際の利用料の一部を区が助成する制度です。詳細及び申請書類は、区ホームページをご確認ください。

《対象となるお子さん》

区内在住で、認可保育園、認定こども園、区立幼保一元化施設、区立保育室、家庭的保育事業等、東京都に届出済の認可外保育施設のいずれかの施設で、通常保育（一時保育を除く）を受けているお子さん。

《助成の条件》 保護者全員が休日保育利用日に就労していること。

《助成内容》 助成額：1時間あたり1,000円まで、助成時間：1日あたり10時間まで

※実際に利用に要した費用を上限額として助成します。

年間上限額：250,000円（4月1日から3月31日まで）

その他の保育サービス

● 子ども家庭支援センター

18歳未満の子どもと家庭の問題にお応えする地域の身近な相談窓口です。相談内容に合わせ、他の機関と連携して対応しています。

※相談者のプライバシーは守りますので安心してご相談ください。

宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ8階

〔お問い合わせ〕子ども家庭支援センター ☎ 0120-135-415 (相談専用)

☎ 3463-3748 (その他のお問い合わせ)

● 子育て支援センター

日常的な育児全般の相談、親子参加の子育てひろば、子育て教室、短期緊急保育を行っています。

令和5年10月1日現在

名称	住所	電話番号
本町子育て支援センター	本町4-9-7	0120-03-1152
鳩森子育て支援センター	千駄ヶ谷5-9-1	0120-05-1152
代官山子育て支援センター	代官山町7-9	0120-87-1152
中幡・笹塚子育て支援センター	笹塚3-3-1	0120-25-7044
広尾子育て支援センター	広尾5-8-2	0120-81-4152
coしずや(神南ネウボラ子育て支援センター)	宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ2階・3階	0120-978-310

● 渋谷区ファミリー・サポート・センター

子育ての援助が必要な人(ファミリー会員)と子育ての援助ができる人(サポート会員)が登録し、会員相互の子育て支援を行っています。

ファミリー会員の対象：区内在住で生後6か月～小学校3年生までのお子さんを育てている人

サービス内容：①保育施設等(保育園、幼稚園、小学校、放課後クラブ等)への送迎

②保育施設等の開始前・終了後・休業日の預かり

③その他の預かり(通院、出産、就職活動等)

※預かり場所は原則としてサポート会員宅です。各会員の登録方法等は、電話にて問い合わせください。

<渋谷区ファミリー・サポート・センター>

宇田川町1-1 渋谷区役所本庁舎5階 (社会福祉協議会内)

〔お問い合わせ〕社会福祉協議会子ども支援課 ☎ 5457-0221



● 緊急一時保育

保護者が死亡、行方不明、病気のため入院したなどの理由により、緊急かつ一時的に保育が必要な満1歳以上のお子さんを、区内の保育施設（一部）で保育する制度です。保育期間は原則1か月までです。

〔お問い合わせ〕 保育課入園相談係 ☎ 3463-2492

● 一時保育

お子さんの健やかな成長を支援するために、理由を問わずお子さんをお預かりします。下記の保育園で実施しています。対象となる年齢、開園時間、申込み、利用料金等は、園により異なりますので各保育園にお問い合わせください。詳しい情報は、区ホームページにも掲載しています。

（実施園、申込み方法等は変更になる場合があります。）

※申込み受付日は、区ホームページをご確認ください。



令和5年10月1日現在

名 称	住 所	電 話 番 号	申 込 ・ 予 約
恵比寿保育園	恵比寿西2-8-1	3461-1584	区立保育園はLINEでの予約 ※予約受付日以外は電話予約も可能 ▼渋谷区公式LINE▼ 
富ヶ谷保育園	富ヶ谷2-30-8	3466-2578	
新橋保育園	恵比寿1-27-10	3280-6180	
大向保育園	松濤1-26-6	3468-2237	
笹塚第二保育園	笹塚1-27-1	3481-7123	申込み方法などは園ごとに異なります。区ホームページからご確認ください。
ヘネッセ美竹の丘保育園	渋谷1-18-9	5464-1545	
キッズハーモニー・よよぎの杜	代々木2-35-1	6383-4138	
西原りとりぱんぷきんず	西原2-46-4	5790-5012	
代々木至誠こども園	代々木5-14-16	3485-2466	
神宮前あおぞらこども園	神宮前5-6-1	6418-9461	
本町きらきらこども園	本町3-38-10	5358-8761	
恵比寿のびのびこども園	恵比寿西1-19-1	5784-2533	
本町そよかぜこども園	本町6-6-2	3373-5611	
まちのこども園代々木上原	上原2-24-15	080-3711-6802	
渋谷東しぜんの国こども園	東1-29-1	3406-4169	

※西原りとりぱんぷきんず、代々木至誠こども園、渋谷東しぜんの国こども園以外は一時保育専用電話番号です。

● 定期利用保育

パートタイム勤務等の就労形態に応じた時間で、区立保育園一時保育室で一定程度継続的に保育します。

1 対象児童	満1歳となった日の翌月～満3歳となる年の年度末まで（2歳児クラスまで）。ただし、完了食になっていること。
2 利用要件	<p>下記をすべて満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区民であること。 ・お子さんが保護者の就労（育児休業中は除く）により保育を必要としていること（利用中に下のお子さんを出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、産後休暇終了月の末日で利用終了）。 ・継続的（月を単位として複数月）、定期的に（週1日以上）に1日4時間以上の保育が必要であること。 ・幼稚園、認可保育園、認定こども園、幼保一元化施設、小規模保育施設、認証保育所、区立保育室、居宅訪問型事業等に在籍していないこと。 ・集団保育が可能なお子さんであること。 ・同居の親族等による保育を受けられないこと。
3 利用期間	利用開始日からその年の年度末まで。ただし、上記の利用要件がなくなった場合はその月で利用終了となります。
4 実施園	<p>恵比寿保育園、富ヶ谷保育園、新橋保育園、笹塚第二保育園（各園定員2名）</p> <p>大向保育園（定員1名）</p>
5 開所日時	<p>月～金 9：00～18：00</p> <p>※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く</p>
6 保育時間	<p>週3日以下、1日8時間以下</p> <p>※利用時間は、保護者の就労時間と通勤時間の合計のうち保育が必要な時間となります。</p> <p>※利用時間は利用月の一時保育室の予約開始日（利用月の前月10日。10日が休みの場合は直前の開室日）の前日までに決めていただきます。</p>
7 保育料	<p>1か月当たりの利用時間により、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・32時間以下：8,800円、 ・32時間超え～64時間以下：17,600円 ・64時間超え：26,400円 <p>※利用時間決定後のキャンセルやお休みしたことによる減額・返金はいたしません。</p> <p>※令和5年10月以降、第2子以降の保育料無償が実施される予定です。詳細が決定しましたら区ホームページ等にてお知らせいたします。</p>
8 申込方法	<p>①受付期間 募集時に区ホームページ等に掲載します。</p> <p>②必要書類 <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区定期利用保育事業利用申込書 ・家庭状況票 ・児童状況確認票 ・就労証明書（保護者全員分） ※上記の書類の書式は募集時に区ホームページに掲載します。 </p> <p>③提出方法 利用を希望する区立保育園一時保育室に持参してください。</p>

※食事は保育園で用意します。ただし、アレルギー食の対応はできかねますので、ご家庭より弁当の持参をお願いします。

〔お問い合わせ〕 保育課入園相談係 ☎ 3463-2492

● 病児保育

病気で保育所などに通えないお子さんを以下の病児保育室でお預かりします。また、保育所などで体調不良になったお子さんを保護者に代わってお迎えに行き、以下の病児保育室でお預かりします。

1 施設	病児保育室フローレンス初台
2 所在地	渋谷区代々木4-37-15 おやこ基地シブヤ3階
3 定員	7名
4 利用日等	月～金 8:30～17:30 ※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
5 利用方法	ご利用には事前登録と利用予約が必要となります。詳しくは病児保育室フローレンス初台のホームページをご確認ください。
6 対象児童	生後6か月以上の未就学児で、以下のいずれかに該当するお子さん ①渋谷区内在住で、保育施設等に通っているお子さん ②渋谷区外在住で、渋谷区内の保育施設等に通っているお子さん ③渋谷区外在住で、保護者が渋谷区内に就労または就学し、渋谷区外の保育施設等に通っているお子さん 【保育施設等】 認可保育園、認定こども園、認証保育所、区立保育室、区立幼保一元化施設、定期利用保育、一時保育、東京都に届出済の認可外保育施設、幼稚園等

● 病後児保育

病気の回復期（※）にあり、安静を要するため集団保育等が困難な場合や、家庭での保育ができない場合に、令和6年4月開設予定の「原宿こども園」に付設する「病後児保育室」で看護師及び保育士がお子さんの体力の回復をゆっくり見守る保育を行います。

※病気の回復期とは

- ・かぜ、扁桃腺炎、嘔吐下痢症など、お子さんが日常かかる病気等の後で、体力の低下等のため集団生活に不安がある時
- ・骨折、やけど等の外傷性疾患の症状が固定しても集団生活に不安がある時

1 施設	原宿こども園 病後児保育室
2 所在地	渋谷区神宮前1-1-10 1階
3 定員	4名
4 利用日時	月～金 8:30～17:30 ※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
5 利用方法	LINEによる予約システムを予定しています。運営事業者である渋谷区社会福祉事業団のホームページで周知する予定です。
6 対象児童	病児保育の対象者と同じですが、年齢は満1歳以上となります。

よくある質問

▶園に関すること

Q1 区立、私立保育園の違いは何ですか？

- A1 区立保育園は、区が設置・運営しています。私立保育園は、社会福祉法人等が設置・運営しており、保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれ特色があります。
保育料は区立・私立による違いはありませんが、延長保育料は、施設により異なります。

Q2 認定こども園とは何ですか？

- A2 保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設です。区内の認定こども園は、保育所型の認定こども園で、認可保育園として認可を受けています。
3～5歳児になると、保育が必要なお子さんに加え、保育の必要性にかかわらず、利用時間が短・中時間のお子さんも入園できます。
※短・中時間の利用を希望する場合は、各園に直接お問い合わせください。

▶申込みに関すること

Q3 申込みや追加書類提出は出張所でもできますか？

- A3 できません。申込みの受け付けは、区役所4階の保育課のみとなります。オンラインや郵送での申込みであれば来庁不要です。

Q4 希望順位は利用調整に影響しますか？

- A4 第1希望だから有利、第〇希望だから不利ということはありません。P.14～15に掲載されている利用調整基準等により、園ごとに優先度が高い人から入園を内定します。
複数の保育園に入園できる場合、最上位の希望園に内定するよう調整しますので、空き状況にかかわらず、通いたい順番で希望順位を決めてください。

Q5 出生前の申込みはできますか？

- A5 4月入園申込み時のみ申込みができます。4月1日までに出産予定のお子さんについて利用申込みを受け付けます。ただし、渋谷区の認可保育園では、誕生日を1日目として生後57日目の翌月の1日からお預かりするので出産日によっては入園月が5月、6月入園になる場合があります。保育園入園後には復職をしていただくこととなります。申込みの際にP.8～9に記載された必要書類のほか「母子健康手帳の写し」、「出生前の保育所利用申込に係る同意書」また「復職・復学に関する申立書」の提出が必要です。年度途中の申込みは生後57日経った希望入園月の申込みから可能となります。

Q6 渋谷区民ですが、区外の保育園に申込みをすることはできますか？

- A6 渋谷区の保育課窓口で申込みをしてください。郵送やオンラインでの申込みはできません。申込みの際は必ず事前に希望する保育園を管轄する市区町村に「申込み要件、申込み締切日、必要書類、空き状況等」をお問い合わせください。
転出を伴う申込みの場合、転出後に転出先の市区町村で、改めて利用申込みが必要です。

Q7 各保育園等の空き状況は分かりますか？

- A7 毎月下旬に翌々月入所の空き状況を渋谷区ホームページに掲載しています。空き状況は退園などにより随時変化するので、空き状況にかかわらず「入りたい順番」や「毎日通える範囲」を検討した上で希望する保育園等を選んでください。

▶利用調整について

Q 8 利用調整基準表の見方がわかりません。どのように指数をつけますか？

A 8 利用調整基準は P.14～15 をご覧ください。

例：①父が週 5 日、1 日 8 時間就労している	父基本指数	2 0
母が週 5 日、1 日 6 時間就労している	母基本指数	1 8
父母の就労実績が 6 か月以上	調整指数 番号 1 3 × 2	2
申込み児を認可外保育施設に有償で預けている	調整指数 番号 8	2
(週 5 日・預かり時間が父母の就労時間をカバーしている場合)	(合計)指数	4 2

②父が週 5 日、1 日 8 時間就労している	父基本指数	2 0
母が週 5 日、1 日 8 時間就労している	母基本指数	2 0
父母の就労実績が 6 か月以上	調整指数 番号 1 3 × 2	2
母が出産・育児のための休業から復職前提	調整指数 番号 1 4	2
兄弟姉妹がすでに在園している園を申込み	調整指数 番号 9	2
	(合計)指数	4 6

Q 9 利用調整基準表の「同一指数となった場合の優先順位」順位 1 1 について、どのように優先順位が決まりますか？

A 9 利用調整基準は P.14～15 をご覧ください。

例 1：【基準日から遡って過去 5 年以内に渋谷区からの転出入があった場合】

過去 5 年以内の渋谷区での住民登録期間（下記の図の○の期間）を合算した期間の長い世帯から優先されます。

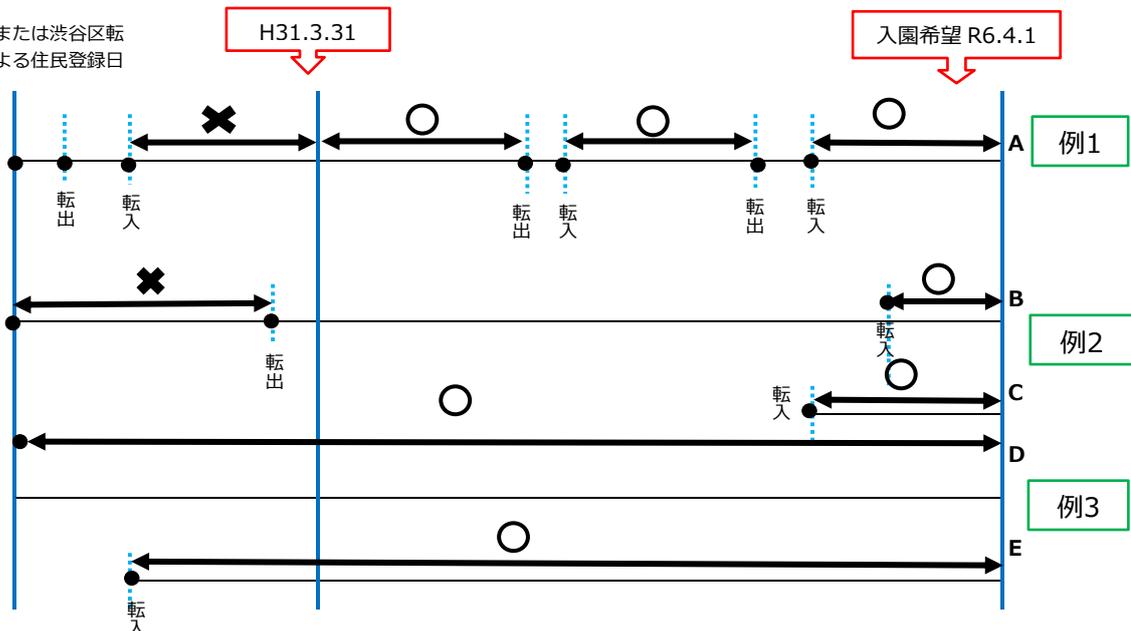
例 2：【基準日から遡って過去 5 年以上前に渋谷区での住民登録期間があった場合】

過去 5 年以上前の渋谷区での住民登録期間（下記の図の×の期間）は対象にならないので、B よりも○の期間が長い C の方が優先されます。

例 3：【基準日から遡って過去 5 年間の全期間渋谷区で住民登録されていた場合】

過去 5 年間の全期間住民登録されていた場合は、引き続き住民登録期間の長い世帯から優先されます。下記の図の場合、E よりも○の期間が長い D の方が優先されます。

出生日または渋谷区転入日による住民登録日



Q10 申込み書類に不備があった場合はどうなりますか？

A10 申込み締切日までに書類を提出していただく必要があります。締切日を過ぎると次回の利用調整での反映になりますので、余裕をもってお申込みください。

※令和6年4月一次の入園申込みについては、申込み締切日とは別に追加書類の締切日を設けています。

Q11 申込みを行った後に、希望園の変更はできますか？

A11 「保育の変更届」を提出していただくことにより変更することができます。変更は申込み締切日までに提出があった場合に反映できます。

※令和6年4月一次の入園申込みについては、申込み締切日とは別に追加書類の締切日を設けています。

Q12 保育園の競争率は何倍ですか？また、指数は何点あれば入園できますか？

A12 渋谷区では認可保育園は最大7園希望できるので、実質倍率や何点あれば入園できるか等はお答えできません。希望園ごとに指数が高い人から入園を内定します。

※指数が高くても保育園の空きがなければ内定しません。また指数が低くても他に希望している人がいない場合は内定するというように、空き状況や他の人との比較で内定するかどうかが決まります。

▶選考の指数について

Q13 会社員で週5日、1日8時間以上勤務していますが、長男の入園希望月が第2子の出産予定月をはさむ前後2か月にかかる場合、長男が保育園に通える期間と母の基本指数はどうなりますか？

A13 指数は以下のとおりとなります。保育園に通える期間に関してはP.16をご覧ください。

【産後休暇後、直ちに復職する場合】

就労要件での申込みになり、P.14の就労日数、時間に応じた母の基本指数は20となります。

【産後休暇後、復職せずに育児休業を取得する場合】

出産要件での申込みになり、母の基本指数は8となります。

Q14 申込み時に母が育児時間を取得していますが、指数が下がってしまうのでしょうか？また、復職時に育児時間を取得する場合、内定が取消しになるのでしょうか？

A14 正規の勤務時間が週5日・1日8時間以上の場合、勤務先の育児時間の制度を取得する場合は、「週5日・1日6時間以上」または「週4日・1日8時間以上」のいずれかの就労であれば指数が下がらずに正規の勤務時間で指数をつけます。

※復職時に上記の内容を下回る時間で復職した場合は内定取消しになります。

例1：正規の勤務時間 週5日・8時間勤務（9：00～17：00）

育児時間を取得した勤務時間 週5日・6時間勤務（9：00～15：00）

→正規の勤務時間の指数がつきます。上記の育児時間で復職をしても内定取消しになりません。

例2：正規の勤務時間 週5日・10時間勤務（8：00～18：00）

育児時間を取得した勤務時間 週4日・8時間勤務（9：00～17：00）

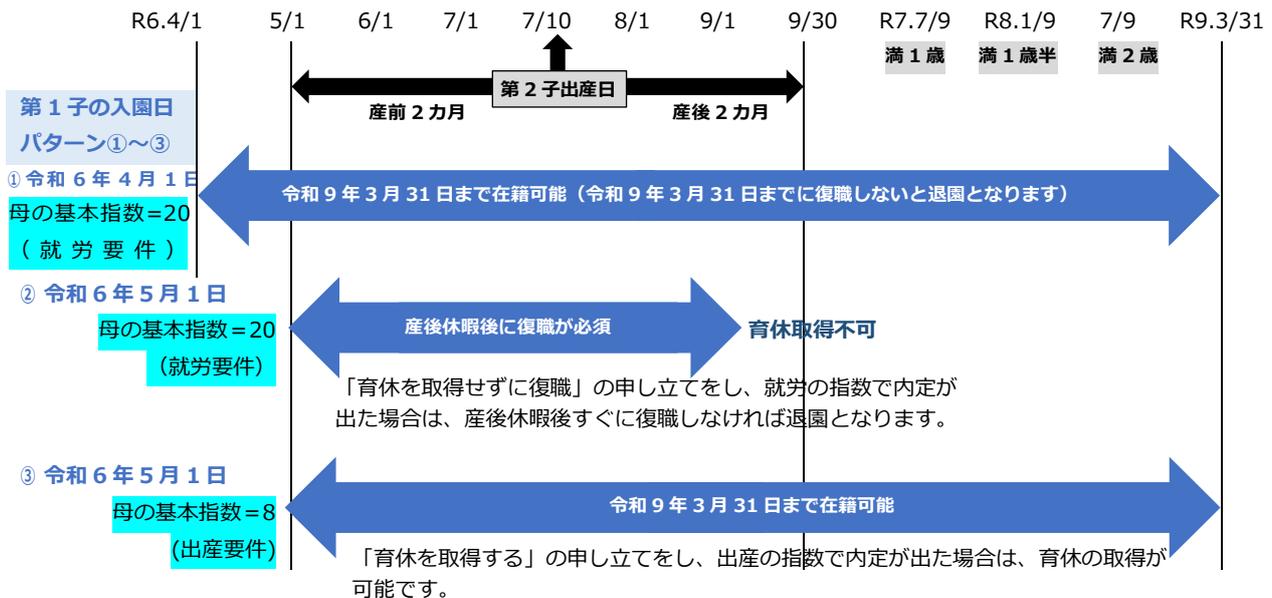
→正規の勤務時間の指数がつきます。上記の育児時間で復職をしても内定取消しになりません。

Q 1 5 長男が保育園に通っていますが、第2子出産にあたり育児休業を取得する予定です。
長男を引き続き保育園に通わせることはできますか？

A 1 5 認可保育園在園児の継続通園の特例に当てはまります。育児休業中の勤務先に復職することを前提に、P.21 に記載のある期間までは継続通園が可能となります。ただし、第2子の出産予定月をはさむ前後2か月に長男の入園希望月がかかり、産後休暇後直ちに復職する条件で入園した場合は継続通園の特例は適用されません。産後休暇後直ちに復職できなかった場合、長男は退園となります。

Q 1 3 と Q 1 5 のまとめ ※以下の例は、父母の就労状況・住所等に変更がない場合

(例) 第2子が令和6年7月10日生まれの場合



▶待機になった人へ

Q 1 6 4月に待機になりましたが、毎月の申請は再度必要でしょうか？

A 1 6 申込書の有効期限は、入園を希望する年度の1月入園申込みまでです。4月入園の申込みをした場合、5月以降は希望園に空きがあるときに自動的に利用調整の対象となります。お待ちいただいている間に、就労状況、家庭状況、希望園等に変更があった場合は必ず届出をしてください。翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。

Q 1 7 待機通知書がほしい場合どうしたらいいですか。

A 1 7 利用を希望した最初の月のみ「利用調整結果通知書(待機)」を送付します。それ以降の月に関しては、「認可保育園の利用調整結果照会依頼書」を申請してください。詳しくはP.13を確認してください。

Q 1 8 待機の順番を知ることができますか？

A 1 8 申込みがあった人すべてに順番をつける方法での調整はしておりませんので、お伝えできません。また、お待ちになっている人の人数等も希望園の変更や新規申込、申込取下げなどにより常に変動するため、お伝えできません。

▶その他

Q 1 9 保育園の見学はできますか？

A 1 9 保育園の見学は各保育園で対応しておりますので、事前に直接各保育園に電話をし、見学日や時間についてご相談ください。

渋谷区内の認可保育園一覧

は、1歳児クラスからの保育園です。

区(区立) = 区立保育園 私立 = 私立保育園 認(認定) = 認定こども園
小 = 小規模保育施設 幼 = 幼保一元化施設

令和5年10月1日現在

地区	種別	施設名	所在地	電話	受入れ年齢 令和6年 4月1日 現在	保育園 MAP 上の番号
新橋	区立	新橋保育園	恵比寿 1-27-10	3444-0463	57日～	1
		広尾保育園	広尾 5-7-1	3444-7457	57日～	2
		シエリ小規模保育園・恵比寿	恵比寿 1-34-11-101	6409-6848	57日～2歳	3
恵比寿	区立	恵比寿保育園	恵比寿西 2-8-1	3461-6276	57日～	4
		代官山保育園	代官山町 7-9	3461-4423	1歳～	5
恵比寿	私立	ほつべるランド渋谷	鶯谷町 2-16	6712-7810	57日～	6
		ホビンスナーサリースクール恵比寿南	恵比寿南 3-11-25	6452-4531	57日～	7
		ChaCha Children Daikanyama	恵比寿西 2-13-5	6380-2395	57日～	8
恵比寿	認	恵比寿のひびきこども園	恵比寿西 1-19-1	5784-2531	57日～	9
		東2-20-18	東 2-20-18	3409-1190	1歳～	10
氷川	私立	広尾上宮保育園	広尾 4-1-1	3407-9042	57日～	11
		ハネッセ実竹の丘保育園	渋谷 1-18-9	5464-6817	57日～	12
		渋谷東とせ保育園	東 4-7-8	3486-3180	57日～	13
氷川	認	暹羅広尾保育園	広尾 1-3-11	6433-5730	57日～	14
		渋谷東いげんの国こども園	東 1-29-1	3406-4169	57日～	15
大向	区立	大向保育園	松濤 1-26-6	3468-2235	57日～	16
		さくら上宮保育園	桜丘町 23-21	5458-5200	57日～	17
		渋谷もりのこ保育園神南	宇田川町 38-4	3780-2388	57日～	18
上原	区立	富ヶ谷保育園	富ヶ谷 2-30-8	3467-3602	57日～	19
		富ヶ谷とせ保育園	富ヶ谷 1-31-3	3460-4515	57日～	20
		ホビンスナーサリースクール代々木上原	上原 2-42-3	6407-1096	57日～	21
上原	私立	さくらさくみらい 上原	上原 3-37-9	6804-9086	1歳～	22
		薫る風・上原こども園	上原 2-2-17	3465-0415	57日～	23
		薫る風・上原こども園アイリス	上原 1-18-6	5738-7875	57日～	23
上原	認	まちのこども園代々木上原	上原 2-24-15	5738-8225	57日～	24
		まちのこども園代々木公園	代々木神園町 2-1	3460-1005	57日～	25
		ふれあ保育園・上原	上原 1-25-1	3460-6261	57日～2歳	26
西原	区立	元代々木保育園	元代々木町 51-19	3465-8663	57日～	27
		聖三セブ保育園 西原	西原 1-47-2	5452-3100	57日～	28
		西原保育園ゆめ	西原 1-22-20	5790-8421	57日～	29
西原	私立	西原ほほえみ保育園	西原 1-40-3	3466-0581	57日～	30
		さくらさくみらい 西原	西原 2-33-17	6804-7401	1歳～	31
		グロー・リキッズ代々木上原園	西原 3-15-10	5738-7104	1歳～	32
西原	認	グロー・リキッズ代々木八幡園	代々木 5-7-2	6407-1217	1歳～	33
		西原りとるばんがきんず ANNEX	西原 2-46-4	5790-5012	57日～	34

※1 令和6年4月開園
※2 3歳児クラスからはキッズハーモニー・よよぎの社になります
各園の募集人数等の詳細については別紙「令和6年4月入園の募集人数」をご覧ください。

地区	種別	施設名	所在地	電話	受入れ年齢 令和6年 4月1日 現在	保育園 MAP 上の番号
初台	区立	初台保育園	初台 2-17-22	3379-1734	57日～	35
		代々木保育園	代々木 3-51-8	3370-7549	57日～	36
		本町第三保育園	本町 1-5-5	3378-4759	57日～	37
初台	私立	聖三セブ保育園	代々木 5-16-4	3460-9988	57日～	38
		参宮橋とせ保育園	代々木 4-50-13	3376-0616	57日～	39
		はるの川ちとせ保育園	代々木 4-57-6	3370-6010	57日～	40
初台	認	グロー・リキッズ 幡ヶ谷園	本町 1-19-3	6276-7935	57日～	41
		太陽の子代々木西参道保育園	代々木 4-27-6	5302-6426	57日～	42
		みんなののびのびこども園	代々木 4-37-15	6304-2088	1歳～	43
初台	私立	ゆめの樹保育園はつだい	代々木 4-37-11	6276-6534	1歳～	44
		さくらさくみらい 初台	初台 2-19-16	6276-6439	1歳～	45
		代々木至誠こども園	代々木 5-14-16	3485-2466	57日～	46
本町	幼	山かきのみ園(山谷幼稚園)	代々木 3-32-13	3370-1410	1歳～	47
		幡ヶ谷保育園	本町 5-35-12	3377-7595	57日～	48
		ハネッセ幡ヶ谷保育園	本町 6-34-6	5302-8661	57日～	49
本町	私立	AIAT NURSERY 初台本町	本町 2-6-3 工口初台ビル2階	6304-2931	1歳～	50
		本町さくらこども園	本町 3-38-10	5358-5951	57日～	51
		本町そよかぜこども園	本町 6-6-2	5333-2688	57日～	52
笹塚	区立	笹塚保育園	笹塚 3-36-13	3376-6842	57日～	53
		幡ヶ谷第二保育園	幡ヶ谷 3-4-1	3378-0876	1歳～	54
		幡ヶ谷第三保育園	幡ヶ谷 2-56-6	3376-1650	1歳～	55
笹塚	私立	笹塚第二保育園	笹塚 1-27-1	3481-7121	1歳～	56
		笹塚 2-31-8	笹塚 2-31-8	3376-1663	57日～	57
		まなびの森保育園 幡ヶ谷	幡ヶ谷 2-42-15	3370-5115	57日～	58
笹塚	認	さくらさくみらい 笹塚	笹塚 1-32-5	6407-9839	57日～	59
		笹塚保育園	笹塚 2-34-12	3320-2112	57日～	60
		保育園うさぎとかめ分園	笹塚 3-48-1	3374-2070	1歳～	61
千駄ヶ谷	幼	千駄ヶ谷なかよし園(千駄ヶ谷保育園)	千駄ヶ谷 3-34-9	3478-4494	57日～	73
		鳩の森保育園	千駄ヶ谷 4-28-8	3478-2037	57日～	62
		キッズハーモニー・よよぎの社	代々木 2-35-1	6383-4138	57日～	63
千駄ヶ谷	私立	キッズハーモニー・NEWoMan※2	千駄ヶ谷 5-24-55 JR新橋3分カ-5階	6457-7614	57日～2歳	64
		美希保育園北参道	千駄ヶ谷 3-21-5	5843-1721	57日～	65
		千駄ヶ谷りとるばんがきんず	千駄ヶ谷 5-27-5 リカビル2F	6380-6990	1歳～	66
神宮前	区立	アノシ工神宮北参道保育園	千駄ヶ谷 4-6-8 Ⅱ-111 神宮北参道カ-3階	6447-5230	57日～	67
		渋谷保育園	神宮前 3-18-8	3401-0952	57日～	68
		未来のカブセリ原宿保育園	神宮前 6-34-25	6452-6365	57日～	69
神宮前	私立	原宿こども園※1	神宮前 1-1-10	未定	1歳～	70
		神宮前あおぞらこども園	神宮前 5-6-1	6418-4361	57日～	71
		ぬくもりのおうち保育園 神宮園	神宮前 2-2-39 THE COURT 神宮外苑 2階	6804-2987	57日～2歳	72
幼	幼	千駄ヶ谷なかよし園(千駄ヶ谷) 幼稚園	千駄ヶ谷 2-4-1 千駄ヶ谷小学校内	3402-8280	4歳～	73

渋谷区内の認証保育所一覧

令和5年10月1日現在

☆ 入園等については、直接、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話	定員	受入れ年齢	保育園マップでの表示
パレット保育園・初台	代々木4-31-4 キャッスル新宿1・2階	5333-6041	40	生後57日～ 小学校就学前まで	A
ポピンズナーサリースクール代々木	代々木1-31-1	5333-4950	30		
フジキ保育室	笹塚2-29-4	3378-0283	19	生後57日～ 2歳児まで	C
エンゼル・ルーム	広尾5-8-2 広尾子育て支援センター3階	3446-9462	20		
なでしこ保育園	元代々木町24-1	3481-4611	19		
コミュニティハウス保育室ポッポ	本町6-16-4	3320-8163	18		
こもれび保育園 恵比寿園	東3-17-16	6805-1680	29		
	Nowel 恵比寿1階				
					D
					E
					F
					G

渋谷区保育園

マップ

- 0歳からの保育園
 - 1歳からの保育園
 - 幼保一元化施設
 - △ 小規模保育施設
- (番号は別紙「令和6年4月入園の募集人数(予定)」と対応しています)
- ▲ 区立保育室
 - ◆ 認証保育所
 - ☆ 子ども家庭支援センター
 - ★ 子育て支援センター

